

令和元(2019)年財政検証に基づく 公的年金制度の財政検証 (ピアレビュー)について

令和 2 (2020)年12月25日
社会保障審議会年金数理部会

年金数理部会における財政検証時の財政検証（ピアレビュー）

報告書第1章第1節3（10ページ）

- 本報告書にとりまとめた公的年金制度の令和元(2019)年財政検証に基づく財政検証（ピアレビュー）は、平成16(2004)年、平成21(2009)年、平成26(2014)年のピアレビューに続くものである。
- 年金数理部会において行われる公的年金制度の財政検証（ピアレビュー）は、平成13(2001)年の公的年金一元化に係る閣議決定において、当部会に対し、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時に検証を行うことが要請されたことによるものである。当部会の財政検証（ピアレビュー）では、厚生年金の財政に影響を与える国民年金も対象とし、公的年金制度の安定性の確保に関し検証を行っている。
- 今回の令和元(2019)年財政検証に基づく財政検証（ピアレビュー）は、令和元(2019)年12月に財政検証の概要を聴取し、令和2(2020)年9月に財政検証の担当者から詳細に関する報告を受け、そこでの提出資料を基に検証・評価を行った。その検証・評価の結果をまとめたものが本報告書である。

本報告書の構成

第1章 令和元(2019)年財政検証の結果

- 第1節 財政検証とピアレビュー
- 第2節 令和元(2019)年財政検証結果の概要
- 第3節 これまでの財政検証との比較
- 第4節 財政検証結果に含まれる不確実性と感応度分析

第2章 公的年金制度の安定性

- 第1節 公的年金制度の安定性の評価の視点
- 第2節 公的年金制度の持続可能性
- 第3節 公的年金制度の給付の十分性
- 第4節 厚生年金の実施機関ごとの財政状況

第3章 将来見通しの作成過程

- 第1節 将来見通しの作成過程の全体像
- 第2節 将来見通しの作成過程の評価の視点
- 第3節 データの十分性及び信頼性
- 第4節 設定された仮定（前提）の適切性
- 第5節 推計方法（数理モデル）の適切性

第4章 情報開示の適切性

- 第1節 情報開示の適切性の評価の視点
- 第2節 目的適合性
- 第3節 的確で分かりやすい将来事象の表現
- 第4節 情報開示の適切性の評価

第5章 今後の財政検証に向けて

- 第1節 今後の財政検証への提言
- 第2節 前回の検証（ピアレビュー）でのその他提言への対応

第1章（令和元(2019)年財政検証の結果）の要旨

（これまでの財政検証（財政再計算）との比較のまとめ）

報告書第1章第3節（13）（79ページ）

- 令和元(2019)年財政検証の出生中位・死亡中位・ケースIIIと、平成26(2014)年財政検証の出生中位・死亡中位・ケースEを比較すると、
 - ・ 前提については、出生率が向上し、労働参加が高まっている一方で、実質賃金上昇率は若干低下し、実質的な運用利回りは最終的には同水準であるが2020年代は大幅に下方シフトしている。
 - ・ その結果として、公的年金被保険者数は上方シフトしている。ただし厚生年金被保険者の割合は上方シフトしているものの、国民年金第1号被保険者と第3号被保険者の割合は下方シフトしている。保険料収入も被保険者数に連動して変化している。他方で給付費については、将来的に被保険者数の変化に伴って上方シフトしているほか、足下の約20年間においても賃金と比較した相対的な給付水準の上昇に伴って上方シフトが見られる。収支を総合的に見れば、厚生年金・国民年金ともに財政は改善している。
 - ・ このようなことから最終的な所得代替率は若干の上方シフトが生じているが、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間は後ろ倒しになっている。
- との特徴がみられる。

※ なお、今回の比較に関しては、過去4回分の財政検証・財政再計算の結果をみているところであるが、この間に行われた制度改正や推計モデルの設定変更による影響も含まれることから、全く同じ条件下で算出された結果の比較ではないことに留意する必要がある。

（財政検証結果に含まれる不確実性と感応度分析の留意点）

報告書第1章第4節（6）（94ページ）

- 財政検証の前提を変更した場合について考察してきたが、前提の相違による影響と感応度分析の結果を給付水準調整後の所得代替率でみると、その影響の多くは基礎年金部分から生じている。
- この理由として考えられるのは、①基礎年金部分の給付水準調整が先に決まり、その後に報酬比例部分の給付水準調整が決まる仕組みであること、②基礎年金部分の給付水準調整がより遠い将来まで続く見通しなっていることである。
- ①については、基礎年金部分、報酬比例部分ともに給付水準調整が必要な場合であっても、厚生年金では基礎年金部分と報酬比例部分の財政が一体となっていることから、基礎年金部分の給付水準調整で得られた財政効果が報酬比例部分に充てられ、結果として報酬比例部分の給付水準調整は緩やかになるためである。
- ②については、給付水準調整がより遠い将来になると、給付の規模が小さくなることから同じ財政効果を得るために給付水準調整の程度をより大きくする必要があるとともに、給付水準調整が遅れる分、給付水準が調整されるまでの間に多くの積立金が取り崩され、その運用の機会を失うことになることから、財政を均衡させるためにはその分の給付水準調整を行わなければならないためと考えられる。

第2章（公的年金制度の安定性）の要旨

（公的年金制度の安定性の評価の視点）

報告書第2章第1節（95ページ）

- 公的年金制度の安定性について、以下のような視点からこの検証・評価を行う。

- 公的年金制度の安定性を「持続可能性と給付の十分性が、将来にわたり、ともに保たれている状況にあること」と定義する。
- まず、持続可能性については、積立水準、各種財政指標、収支項目のGDP比を総合的に考慮して評価する。
- 持続可能性に関連して、厚生年金の各実施機関において、給付費や拠出金などの支出が期限どおりにできることも検証する。
- また、給付の十分性については、所得代替率（基礎年金、報酬比例年金への分解を含む。）と世帯人員1人当たりでみた賃金水準ごとの給付水準により評価する。
- なお、公的年金制度の安定性については、前述の「これまでの財政検証との比較」や「財政検証に含まれる不確実性と感応度分析」での考察も参考にして、将来の不確実性を念頭に置きながら評価を行うこととする。

（公的年金制度の安定性の評価結果）

報告書第2章第2節（5）（107ページ）、同第3節（4）（119ページ）

- 公的年金制度の持続可能性については、人口や経済の動向に影響されるが、財政均衡を確保する観点から深刻な状況に陥るのは、経済環境がケースVIのように著しく低迷する場合である。
- 給付の十分性については、経済がふるわない状況での給付水準には平成28(2016)年改正による改善が見られるものの、所得代替率50%を基準とすれば、今後の社会経済情勢次第であると言える。
- 基礎年金における今後の給付水準調整の程度が、厚生年金の報酬比例部分と比べて大きいことにも引き続き懸念が残る。将来の給付水準調整の程度が、基礎年金部分のウェイトが大きいほど、すなわち低所得者層ほど大きくなると見込まれることに加え、厚生年金の所得再分配効果が低減することになり、今後低所得者層での給付の十分性が懸念される。

第3章（将来見通しの作成過程）の要旨

（1）データの十分性及び信頼性の評価

（評価の視点）

報告書第3章第2節（127ページ）、同第3節（129～132ページ）

- データの十分性及び信頼性については、以下の視点から検証・評価を行う。

財政検証で使用されたデータの十分性及び信頼性について、以下の点に留意しながら検証・評価を行う。

- 使用されたデータは、公的年金の実態を的確に表すものとして、関連性のあるデータソースから適時適切に集計されたものであるか。
- 使用されたデータは、数理計算における使用方法に照らして適切であるか。特に数理計算のインプットデータに求められる規格に合致するよう適切に加工・補正・補完等が行われているか。
- 利用されたデータが不十分であることによって、財政検証の作業に支障が生じ、または財政検証における成果物に不足が生じていないか。

（評価結果）

- 報告を受けた範囲においては、使用されたデータは、公的年金の実態を的確に表すものとして、関連性のあるデータソースから適時適切に集計され、かつ数理計算のインプットデータに求められる規格に合致するよう適切に加工・補正・補完等が行われており、また、使用するデータの集計等の要件については重要な不整合は見当たらなかった。さらに、報告を受けた範囲においては、数理計算に使用するデータについて、完全性に関して必ずしも明らかでない面はあったものの、整合性及び合理性の確認など適切な管理が行われていると考えられる。

《次ページへ続く》

(2) 設定された仮定（前提）の適切性の評価

（評価の視点）

報告書第3章第2節（127ページ）、同第4節（133～147ページ）

- 設定された仮定（前提）の適切性については、以下の視点から検証・評価を行う。

財政検証で設定された仮定（前提）には、基礎率、人口の前提、労働参加に関する前提、経済前提があり、これらについて、以下の点に留意しながら検証・評価を行う。

- ・ 設定された仮定（前提）は、社会経済等の現状及び今後見込まれる趨勢に照らし、公的年金制度の将来見通しが著しく過小評価又は過大評価となるものとなっていないか。また、それは、将来見通しを作成する期間を反映したものとなっているか。
- ・ 異なる要素に関して設定された仮定（前提）の間に重要な不整合が生じていないか。また、異なる要素間に依存関係が存在すると考えられる場合、それが適切に織り込まれているか。
- ・ 複数の仮定（前提）が置かれる場合、その組み合わせに偏りが生じていないか。

（評価結果）

- 設定された仮定（前提）は、社会経済等の現状及び将来見通しを作成する期間にわたる傾向が考慮されており、これらの間に特段の不整合は見当たらなかった。ただし、総脱退力と死亡脱退力については、将来の変化を考慮する余地はあった可能性がある。
- 足下の経済前提是これまで内閣府の推計に準拠してきたため、実質賃金上昇率について前提と実績に乖離がみられる。足下の実質賃金上昇率を低いものとしたシナリオを考慮する余地があった可能性がある。
- 長期の運用利回りの設定において、GPIFの実績を用いているが、実績をそのまま用いるのではなく、当時の基本ポートフォリオと今後の基本ポートフォリオの相違を考慮する余地があった可能性がある。
- 異なる要素間の依存関係についても、学術的に確認され議論されているものは一定織り込んでおく必要がある。このような依存関係として、「人口構成と全要素生産性（TFP）上昇率」、「労働力人口あるいは労働力人口の年齢構成と全要素生産性（TFP）上昇率」、「経済成長と出生率」の関係などが想定されうる。この点に関しては、令和元（2019）年財政検証においては、可能な限りの考慮がなされていると考えられる。
- 今回の財政検証で設定されている計30通りの仮定（前提）について、起り得ない設定であるとの評価につながるような根拠事実は現時点では見当たらず、将来見通しの結果が著しく過小評価又は過大評価となると認められるものはない。

《次ページへ続く》

(3) 推計方法（数理モデル）の適切性の評価

（評価の視点）

報告書第3章第2節（128ページ）、同第5節（148～156ページ）

- 推計方法（数理モデル）の適切性については、以下の視点から検証・評価を行う。

- ・ 財政検証に用いられた推計方法は、その目的や法令等の要請に則したものとなっているか。
- ・ 推計で用いた各要素の関係式は、各要素の因果関係などを適切に反映したものか。
- ・ 複数のシミュレーション結果の差異が合理的かつ十分に説明できるものとなっているか。
- ・ 財政検証の出発点となる積立金額は、長期にわたる見通しの基礎として適切であるか。

（評価結果）

- 財政検証に用いられた推計方法は、財政検証の目的や法令等の要請に則したものであると考えられる。また、複数のシミュレーション結果の差異に関して合理的な説明がつかないものは特段見当たらず、報告を受けた範囲においては、推計方法は適切であると考えられる。
- ただし、財政検証の出発点となる積立金額の取り方については、長期的な観点で財政状況を評価する上での攪乱要因（ノイズ）に注意が必要である。
- 推計方法の変更について、どのような点検を行っているのかを今後明らかにしていく必要がある。

第4章（情報開示の適切性）の要旨

（情報開示の適切性の評価の視点）

報告書第4章（157～161ページ）

- 情報開示の適切性については、以下の視点から検証・評価を行う。

財政検証の公表資料について、その目的に照らし、十分な情報が含まれているか、また第三者による検証が可能であるなど再現性があるかを検証・評価する。

そのために少なくとも以下の内容が含まれていることも検証する。

- 数理計算で使用した手法、前提条件及びデータの詳細（手法・前提条件のうち法令において指定されているものの明示を含む）
- 第三者の作成した情報を数理計算で利用した場合、その利用状況
- 数理計算で使用したデータについて、その十分性・信頼性の検証状況と、補完・補正など各種処理の実施状況
- 数理計算で使用した手法、前提及びデータについて、数理モデルが将来起こり得る事象をより精緻に記述しているかどうかとの観点からの限界点
- 財政検証に要請されている数理計算結果等の情報の全て
- 年次別の詳細な収支見通し

財政検証の公表資料には、公的年金財政の主要なリスクについて、その性質と影響の大きさがわかるような記載があるかを検証・評価する。また公表資料に掲載されている情報の不確実性に関して、その性質と程度が明らかにされているかも検証・評価する。

財政検証の公表資料は、想定される利用者に理解できる内容であり、かつ曖昧でない表現で記述されているかを検証・評価する。

（情報開示の適切性の評価結果）

- 財政検証の公表資料について、財政検証の目的に照らした内容であり、公的年金財政の主要なリスクや不確実性に関する記載がなされている。ただし、リスクや不確実性に関する記載については、現状で十分であると言うべき性質のものではなく、今後も不断に改善の努力を行うことが望まれる分野である。
- 理解のしやすさに関して、賃金で割り引いた所得代替率は低下するが、物価で割り引いた年金額は、あまり変わらないことについて、それぞれの指標の持つ意味や両者の関係などについて丁寧に説明していく工夫の余地が残されていると考えられる。
- また、将来の年金額の分布推計を行い、その結果を開示していくことは、将来の所得代替率が低下していく見通しの下では20年後ぐらいまでの試算であったとしても有用なものであると考えられ、政策効果を見るためにも重要なものと考えられる。
- さらに、「数理計算で使用した手法、前提及びデータについて、数理モデルが将来起こり得る事象をより精緻に記述しているかどうかとの観点からの限界点」について記載されなかったが、今後は記載される必要がある。

第5章（今後の財政検証に向けて）の要旨

（今後の財政検証に向けた提言）

報告書第5章第1節（163～165ページ）

（1）基礎年金の給付水準調整期間の長期化への適切な対応

- ・ 基礎年金の給付水準調整期間の長期化に伴う将来の基礎年金水準の低下への対応について引き続き検討が必要である。
- ・ 将来の基礎年金水準を引き上げるための考慮要素を単純に列挙すると、「国民年金の保険料水準」「足下の基礎年金の水準」を別とすれば、「国民年金・厚生年金の被保険者の範囲」「基礎年金の拠出期間」「基礎年金拠出金の負担のあり方」があり得る。
- ・ これらの考慮要素のうち「国民年金・厚生年金の被保険者の範囲」「基礎年金の拠出期間」については、令和元(2019)年財政検証のオプション試算で関連する試算結果が示されている。
- ・ また、今回のピアレビューの過程でも、基礎年金と報酬比例との給付水準のバランスを確保できるように基礎年金拠出金の仕組みを見直し、マクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の試算が追加的に報告された。
- ・ 制度のあり方を検討する上で有用と考えられる試算を幅広く提示しつつ制度改正に向けた合意形成を図り、公的年金が持続可能性と給付の十分性を兼ね備えたものとなるよう取り組むべきである。
- ・ そうした試算を示す際には、制度を改正することによる給付や負担の変化について、単身世帯、共働き世帯の増加など、世帯や就労の多様性が高まっていることにも留意しながら、どのような者にどのような影響が生じるのかも含め詳細な分析を示すべきである。

（2）性別、世代別、年金額階級別の分布推計

- ・ わが国の公的年金制度の給付水準が今後低下していくとの見通しがある中で、今後の所得保障政策を検討し、また講じた政策の効果を確認するためにも、将来の年金額の分布推計は極めて重要と考えられることから、迅速な取り組みを期待したい。
- ・ 推計の手法としては、例えば年金機構の保有している年金加入データを世代ごとに一部抽出し、現在の加入状況が続くと仮定して年金額を推計するなど、比較的簡易な方法も検討すべきである。また推計年数についても100年後でなくとも20年後でも有用である。
- ・ なお、この場合の基礎率の設定においては、年金額階級別に失権率を設定する等、現行財政検証よりきめ細かく設定する必要性が生じる場合があることに配慮すべきである。

（3）経済前提の設定に関する更なる研究・検討

- 経済前提については、令和元(2019)年財政検証でもケースⅠ～Ⅵまでの幅広い設定がなされているところではあるが、実質賃金上昇率の実績と近年の財政検証での前提に乖離が生じ、それによって給付費の推計にも乖離が生じていることを踏まえれば、実質賃金上昇率が更に低水準である前提の追加も検討すべきである。
- また、長期の運用利回りの設定において使用しているGPIFの実績について、実績をそのまま用いるのではなく、その当時の基本ポートフォリオと今後の基本ポートフォリオの相違を補正することを検討すべきである。
- なお、全要素生産性（TFP）上昇率の設定については、社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提に関する専門委員会において、高齢化等に伴い将来の低下の可能性を指摘する意見もあり、足下の低下傾向に留意しつつ、今後の推移を注視していく必要があるとされており、今後更なる検討の可能性が示唆されている。
- これらの点も含めて経済前提の設定に関しては、今後も研究・検討を行っていくことが望まれる。

（4）積立金の初期値の設定方法

- 将来見通しの出発点となる積立金については、時価に基づく一時点の実績を参照しているため、金融経済情勢の変動による影響を受けやすい。このことが長期的な観点で財政を評価する上での攪乱要因（ノイズ）とならないよう、例えば数理的評価（過去の一定期間の時価の平滑化を行う評価方法）とするなど、マクロ経済スライドの最終年度の決定にふさわしいものとなるよう工夫が必要である。
- なお、この工夫に当たっては、例えば、当該年度中の四半期の平均や過去3か年の平均などと比較して一定以上乖離した場合にのみ平準化した評価額を使用することも考えられる。

（5）推計方法の改善の検討

- 推計方法については、特段の支障がない限り変更をしない方針をとっているとの説明ではあったが、数理モデルの精緻化を図る観点での検討は必要であり、例えば、現在は見込まれていない繰下げ受給を考慮することや、短時間労働者の厚生年金被保険者割合について賃金上昇に伴う変化を考慮することについて検討が望まれる。

（6）確率的将来見通し

- これまでのピアレビューでは、確率的将来見通しの検討が提言されてきた。これに対して令和元(2019)年財政検証の実施担当者からは「実施するためには課題が多いと認識している」との見解が示された。こうした経緯を踏まえて、確率的見通しについて改めて詳細な検討を行った。
- 将来の趨勢を確率変動させる実用的な方法は見当たらず、また、結果の妥当性を評価又は判断することは難しいと考えられることから、現状の技術の下での確率的将来見通しを財政検証で作成・公表することを前提とした提言を引き続き行うことに対して現時点では慎重にならざる得ないと結論に至った。
- しかしながら、確率モデルの技術に関して、将来的な技術進歩の可能性もあることから、諸外国や他の諸分野の動向を継続的に調査し、研究する必要はあると考えられる。
- なお、前提がランダムに推移するケースでの試算は、公的年金の将来見通しに含まれる不確実性の程度を把握するための参考になり得ることから、財政検証の検証においては有益と考えられる。
- 令和元(2019)年財政検証では、6とおりの経済前提の設定基礎となった全要素生産性上昇率の過去の発現頻度を示す取り組みが行われているが、こうした取り組みを拡充し、将来の事象の起こりやすさの程度の推測に資する情報を蓄積することも大切である。

（7）マクロ経済スライドの最終年度の決定方法

- 前回ピアレビューでは、幅広い前提による結果が示されたことは、将来の様々な可能性を検証しこれからの制度改革の議論に大いに資するものとして評価された一方で、複数のケースが並列的に扱われるだけはマクロ経済スライドによる給付水準調整の最終年度を決定できない懸念があるとの指摘があった。マクロ経済スライドの終了年度の決定方法に関しては、将来的に課題が残っており、その判断をするまでの間に結論を得ておく必要がある。

《次ページへ続く》

（8）情報開示の方法や内容を分かり易くする工夫

- 将来の給付水準について、賃金との対比である所得代替率でみれば低下する見通しであるが、物価上昇率で割り戻した年金額でみればほとんど低下しないということについて、一般の者にとって理解が必ずしも容易でない。これらの指標はいずれも固有の情報価値を有しているが、複数の指標を利用する場合にはそれぞれの指標の持つ意味や両者の関係などについて丁寧に説明していくことも大切である。
- 所得代替率は現役世代の賃金水準と対比した年金額の水準を示す指標であり、物価上昇率で割り戻した年金額は年金の購買力を示す指標であるが、所得代替率が低下するにもかかわらず、物価上昇率で割り戻した年金額が低下しないのは、将来においては現役世代の賃金での購買力が上昇する見通しとなっているからである。
- 公的年金の将来見通しは超長期に及ぶため、現在と将来では社会経済環境が大きく異なっている。異時点間の数値の比較では、実感の持てる形で表現することは重要であり、そうした観点から公表内容を分かり易くする工夫が望まれる。

（9）有限均衡方式の特性についての説明

- 前回ピアレビューでは、有限均衡方式の特性について正確に国民に周知されるべきとの指摘があった。これについては、100年より先の将来見通しまで考慮に入れることの限界を踏まえ、有限均衡方式が適切であると考えている旨が数理レポートに記されているとのことであった。前回のピアレビューで有限均衡方式の特性として想定されていたことは、財政検証の都度、財政均衡期間の終了年度が5年ずつ先に延びることによって、以前の財政均衡期間の終了年度における積立度合を高めなければならず、その分更なる給付調整が必要となるため、所得代替率の見通しが低下し、最終的には永久均衡方式での結果に近づくことであった。
- 本報告書の分析からは、例えば令和元(2019)年財政検証では出生率を含む人口の前提の変化によって、給付費の見通しは60年以上のタイムラグをもって上方シフトすることが示されている。他方で、被保険者数に連動する保険料収入は、20年後以降に上方シフトしていると考えられ、さらに人口の前提の変化による被保険者数への寄与が遠い将来ほど大きくなっていることを踏まえれば、有限均衡方式では財政均衡期間において出生率の変化に伴う保険料収入の変化と給付費の変化が対応していないと考えられる。こうした点も含めて有限均衡方式の特性については、適切に説明されるべきである。

《次ページへ続く》

（10）前回財政検証からの変動要因分析

- 将来の所得代替率や給付水準調整期間に関する前回財政検証からの変動要因については、要素ごとにプラスマイナスの影響が示されているが、要素ごとの定量的な影響を具体的に示すことは極めて重要であり、これが財政検証時に示されることが望まれる。これにより、前項の「有限均衡方式の特性についての説明」への対応にもなり得ると考えられる。

（11）財政検証の実施体制の整備

- 担当職員の人員数の確保や資質の向上を含め、財政検証の実施体制を整備する必要があることは言うまでもないが、これまで行ってきたことを実施するだけでなく、前述の提言事項を実現できるような体制とすべきである。加えて、例えば財政検証の仮定（前提）の設定において複数の要素間の相関関係を考慮するなどのため、学術的な議論等を継続的に調査しておく必要があると考えられるが、このための体制も整備されているべきである。

（12）その他

- 上述の事項のほかに第3章ではいくつかの指摘がなされており、これらへの対応が必要である。
- まず、数理計算に使用するデータの完全性（第3節（2））、人口・労働力・経済以外の仮定（前提）の検討過程（第4節（6））、推計方法の変更に関する点検内容（第5節（4））について必ずしも明らかでない等の指摘がなされていることから、これに対して引き続き努力すべきである。
- また、出生率に関して、令和元（2019）年の実績に低下が見られることから、長期的な水準を判断するには今後の実績を注視していく必要がある（第4節（2））。
- さらに、総脱退力や死亡脱退力に関して将来の変化を考慮する余地はあった可能性がある（第4節（7））と指摘されており、この点に関しても今後の検討が望まれる。

第1章及び第2章の分析資料

令和元(2019)年財政検証での所得代替率の見通し

報告書第1章第2節(4) (21~22ページ)

- 人口に関する5通りの前提と、経済に関する6通りの前提を組み合わせた30通りの前提で将来見通しが示されている。機械的に給付水準調整を進めると完全な賦課方式に移行するケースVIを除くと、所得代替率の幅は53.8%（ケースI・出生高位・死亡中位）～39.7%（ケースV・出生低位・死亡中位）となっている。

		給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率		給付水準調整の終了年度	
(人口) (経済)	中位推計	出生の前提が変化した場合(死亡中位)		死亡の前提が変化した場合(出生中位)	
		出生高位	出生低位	死亡高位 (余命の延びが小さい)	死亡低位 (余命の延びが大きい)
ケースI	51.9% (2046) 〔比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 26.7% (2046)〕	53.8% (2042) 〔比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 28.5% (2042)〕	(※) 49.2% (2049) 〔比例: 24.3% (2026) 基礎: 24.9% (2049)〕	53.4% (2042) 〔比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 28.2% (2042)〕	(※) 49.7% (2049) 〔比例: 24.7% (2024) 基礎: 25.0% (2049)〕
ケースII	51.6% (2046) 〔比例: 25.0% (2023) 基礎: 26.6% (2046)〕	53.8% (2042) 〔比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 28.5% (2042)〕	(※) 48.8% (2049) 〔比例: 24.0% (2027) 基礎: 24.7% (2049)〕	53.4% (2042) 〔比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 28.2% (2042)〕	(※) 49.4% (2050) 〔比例: 24.4% (2026) 基礎: 25.0% (2050)〕
ケースIII	50.8% (2047) 〔比例: 24.6% (2025) 基礎: 26.2% (2047)〕	53.4% (2043) 〔比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 28.2% (2043)〕	(※) 47.8% (2050) 〔比例: 23.7% (2028) 基礎: 24.2% (2050)〕	53.1% (2043) 〔比例: 25.2% (2021) 基礎: 27.9% (2043)〕	(※) 48.4% (2051) 〔比例: 24.0% (2027) 基礎: 24.4% (2051)〕
ケースIV	(※) 46.5% (2053) 〔比例: 23.1% (2030) 基礎: 23.4% (2053)〕	50.2% (2048) 〔比例: 24.4% (2025) 基礎: 25.8% (2048)〕	(※) 42.8% (2058) 〔比例: 21.9% (2034) 基礎: 20.8% (2058)〕	(※) 49.0% (2048) 〔比例: 23.8% (2027) 基礎: 25.2% (2048)〕	(※) 43.9% (2060) 〔比例: 22.4% (2032) 基礎: 21.5% (2060)〕
ケースV	(※) 44.5% (2058) 〔比例: 22.6% (2032) 基礎: 21.9% (2058)〕	(※) 48.7% (2051) 〔比例: 23.9% (2027) 基礎: 24.8% (2051)〕	(※) 39.7% (2069) 〔比例: 21.3% (2036) 基礎: 18.4% (2069)〕	(※) 47.4% (2051) 〔比例: 23.3% (2029) 基礎: 24.1% (2051)〕	(※) 41.1% (2068) 〔比例: 21.8% (2034) 基礎: 19.2% (2068)〕
ケースVI	(※※) 36%～38%程度 (2052～)		(※※) 39%～43%程度 (2052～)	(※※) 31%～36%程度 (2052～)	(※※) 38%程度 (2055～)
					(※※) 35%～37%程度 (2049～)

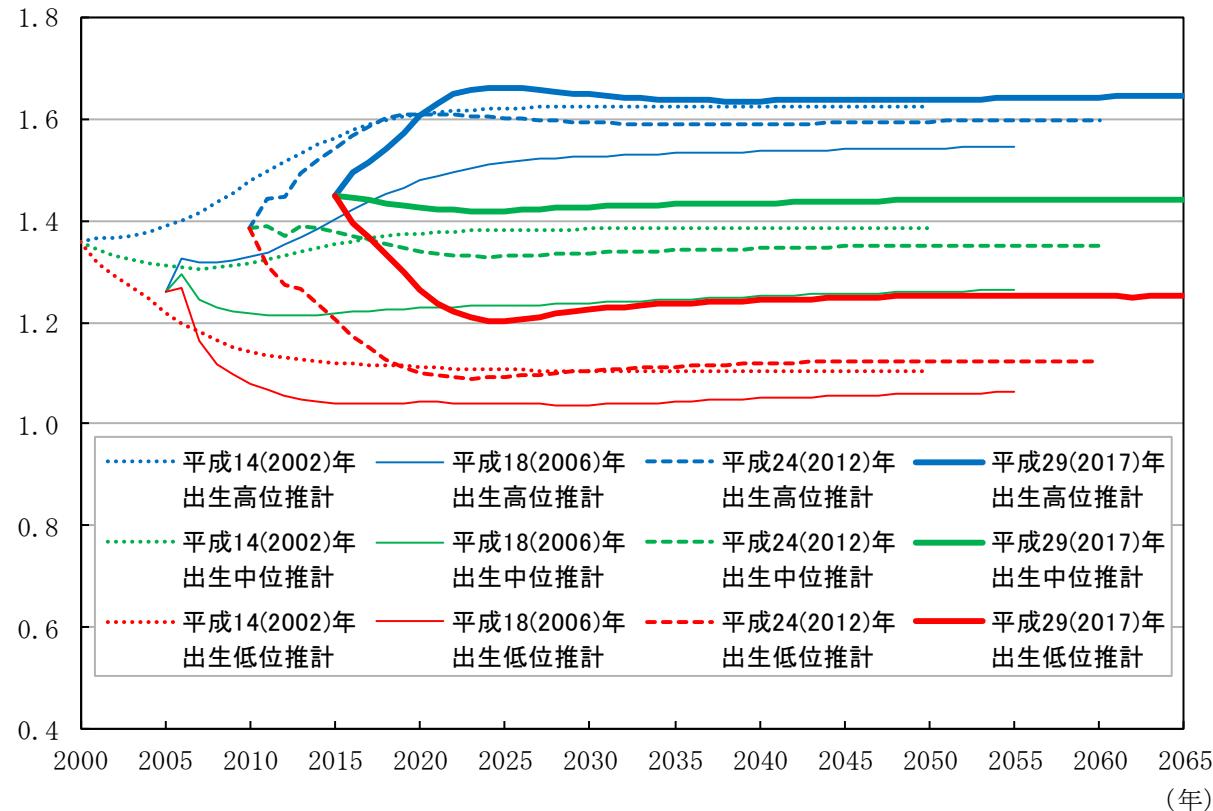
(※) 次期財政検証までの間に所得代替率50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付及び費用負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に財政のバランスがとれるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

(※※) 機械的に給付水準調整を進めると国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行するものとして将来見通しが作成されている。数値は、保険料と国庫負担で賄う場合のもの（括弧内の年度は完全賦課方式となる期間）。

これまでの財政検証との比較～合計特殊出生率

報告書第1章第3節（1）（26ページ）

- 出生の仮定は、平成16(2004)年財政再計算から平成21(2009)年財政検証にかけて下方シフトしたが、その後は概ね上方シフトが続いている。

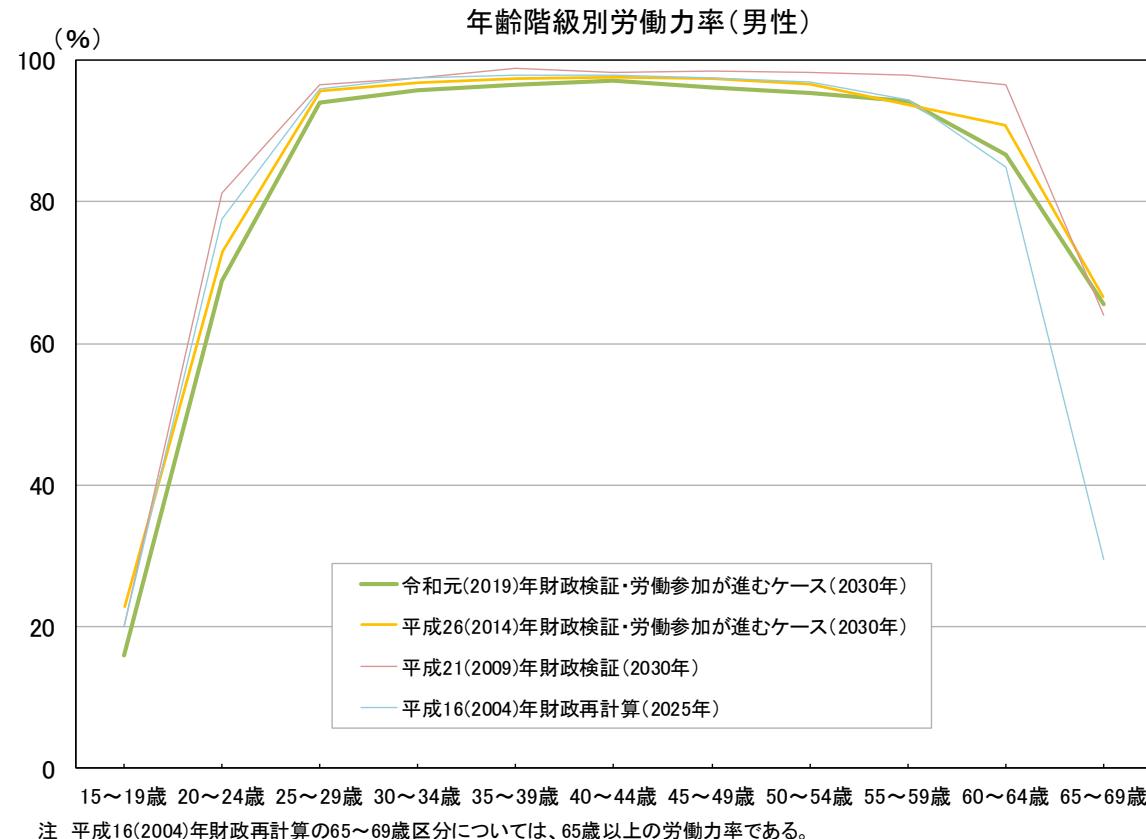


グラフは
平成14(2002)年、
平成18(2006)年、
平成24(2012)年、
平成29(2017)年
の人口推計の数値を表示しており、
それぞれ
平成16(2004)年財政再計算、
平成21(2009)年財政検証、
平成26(2014)年財政検証、
令和元(2019)年財政検証
で参照されたものである。

これまでの財政検証との比較～労働力率（男性）

報告書第1章第3節（1）（27～29歳）

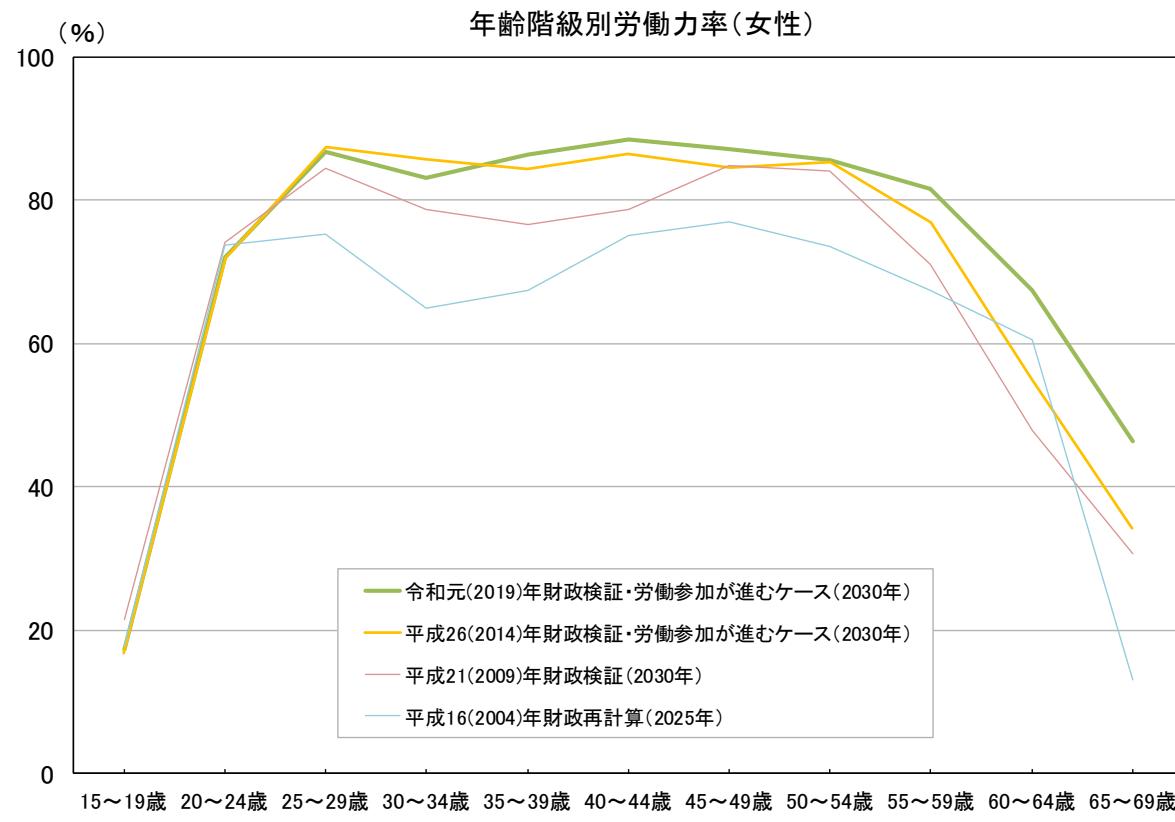
- 2030年（平成16(2004)年財政再計算のみ2025年）の労働力率について労働参加が進むケースで比較。
- 男性では、平成16(2004)年財政再計算から平成21(2009)年財政検証にかけて20歳代前半と中高齢層で上方シフトしたが、その後、労働参加が進むケースでみれば下方シフトしている。



これまでの財政検証との比較～労働力率（女性）

報告書第1章第3節（1）（27～29歳）

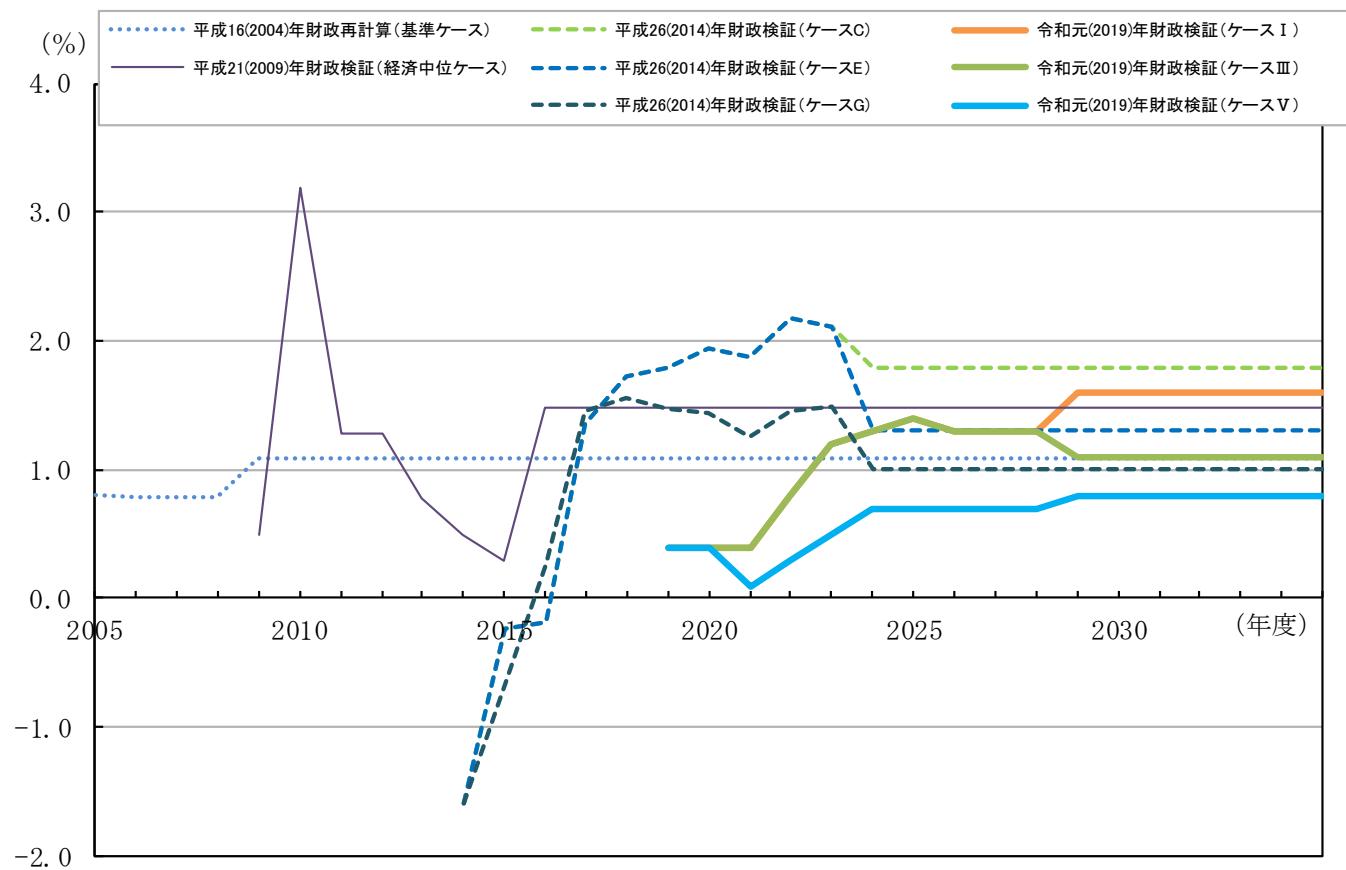
- 2030年（平成16(2004)年財政再計算のみ2025年）の労働力率について労働参加が進むケースで比較。
- 女性では年齢階級によって複雑な変化をしているが、総じて新しい財政検証ほど上方シフトしている。



これまでの財政検証との比較～実質賃金上昇率

報告書第1章第3節（1）（30～31ページ）

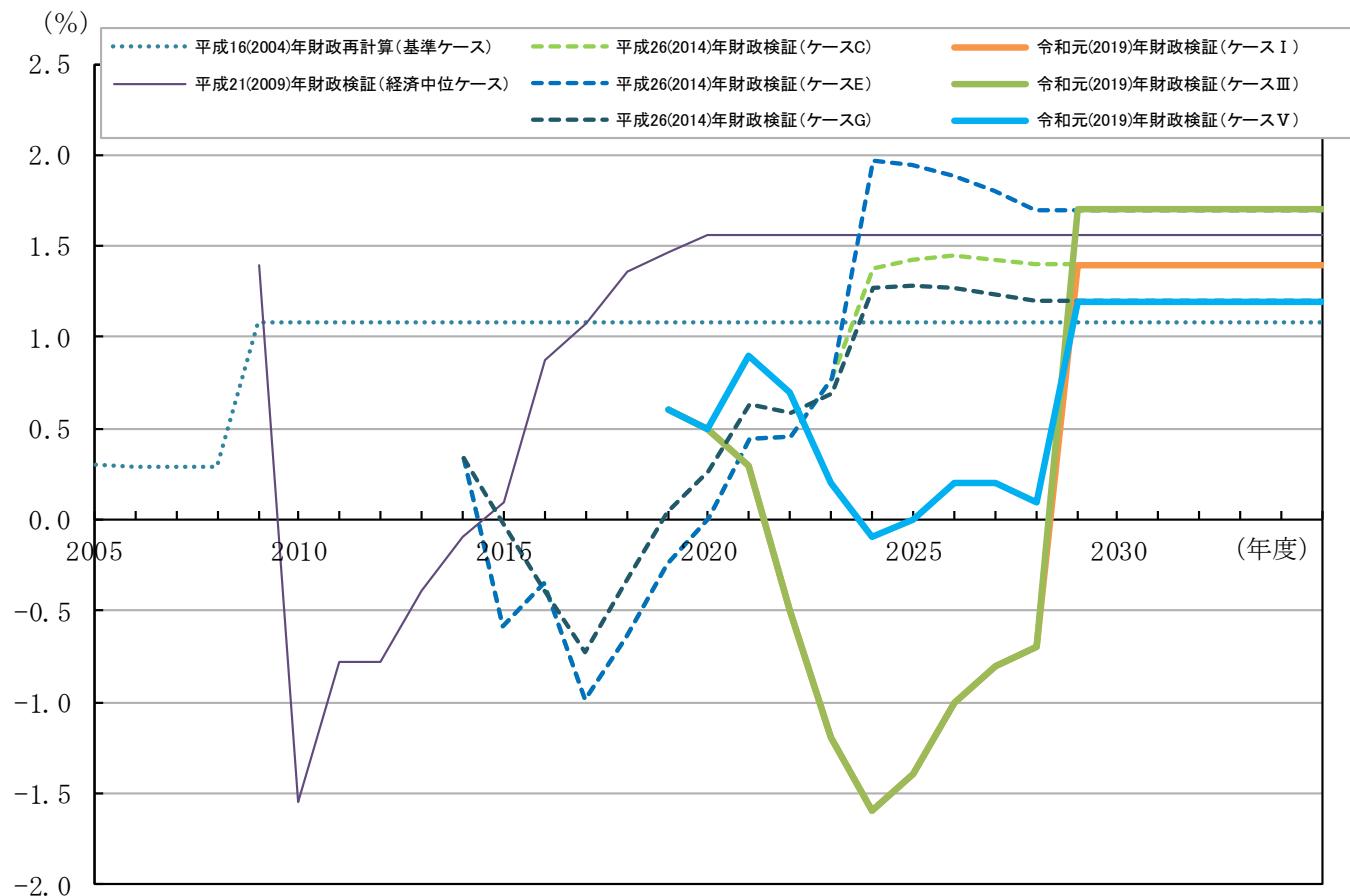
- 実質賃金上昇率については、令和元(2019)年財政検証の設定は平成26(2014)年財政検証と比べ、全体的に下方シフトしている。



これまでの財政検証との比較～実質的な運用利回り

報告書第1章第3節（1）（30～31ページ）

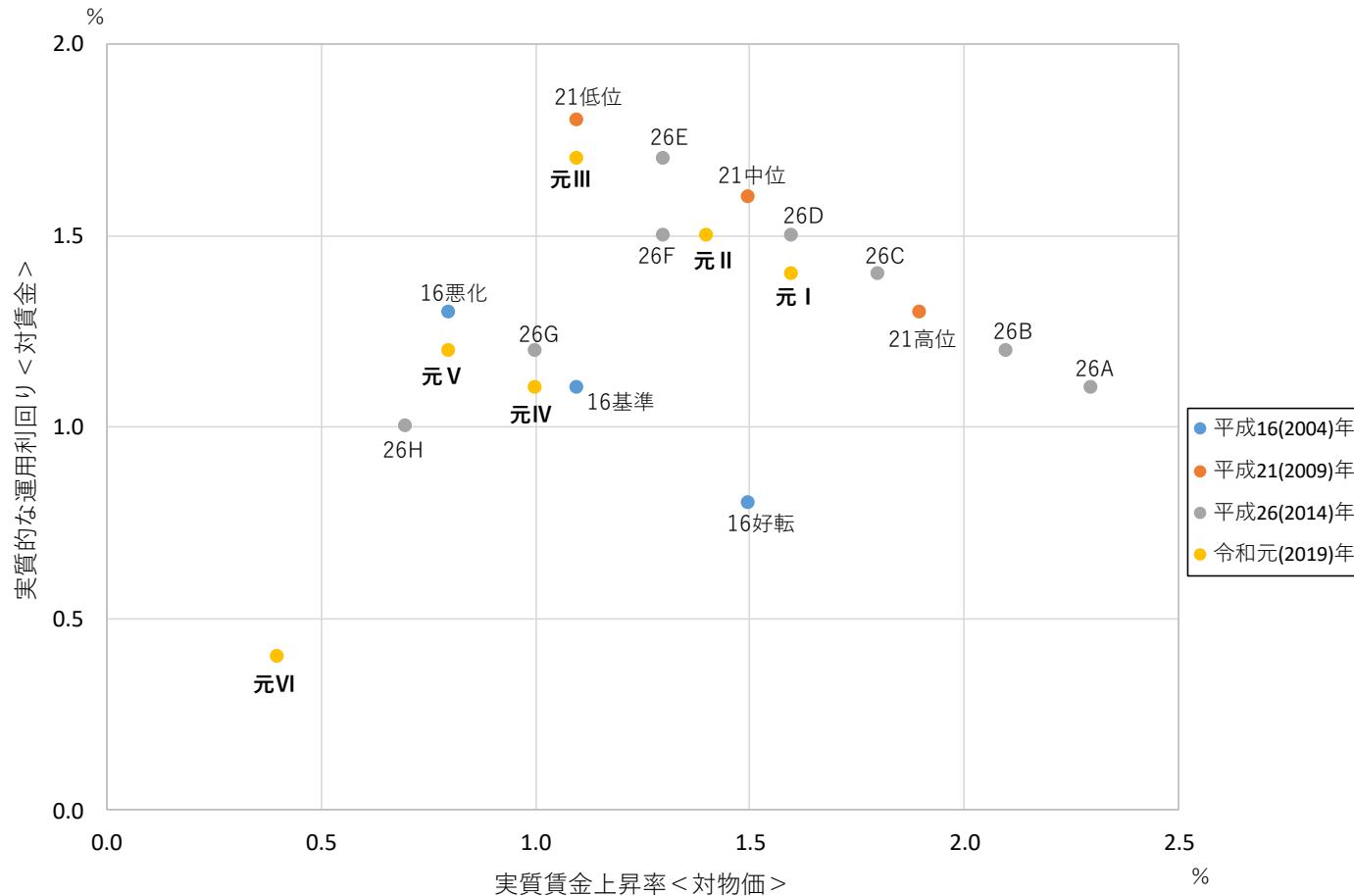
- 実質的な運用利回りについては、令和元(2019)年財政検証の設定は平成26(2014)年財政検証と比べ、最終的には同水準だが、2020年代は大幅に下方シフトしている。



これまでの財政検証との比較～長期的な経済前提

報告書第1章第3節（1）（32ページ）

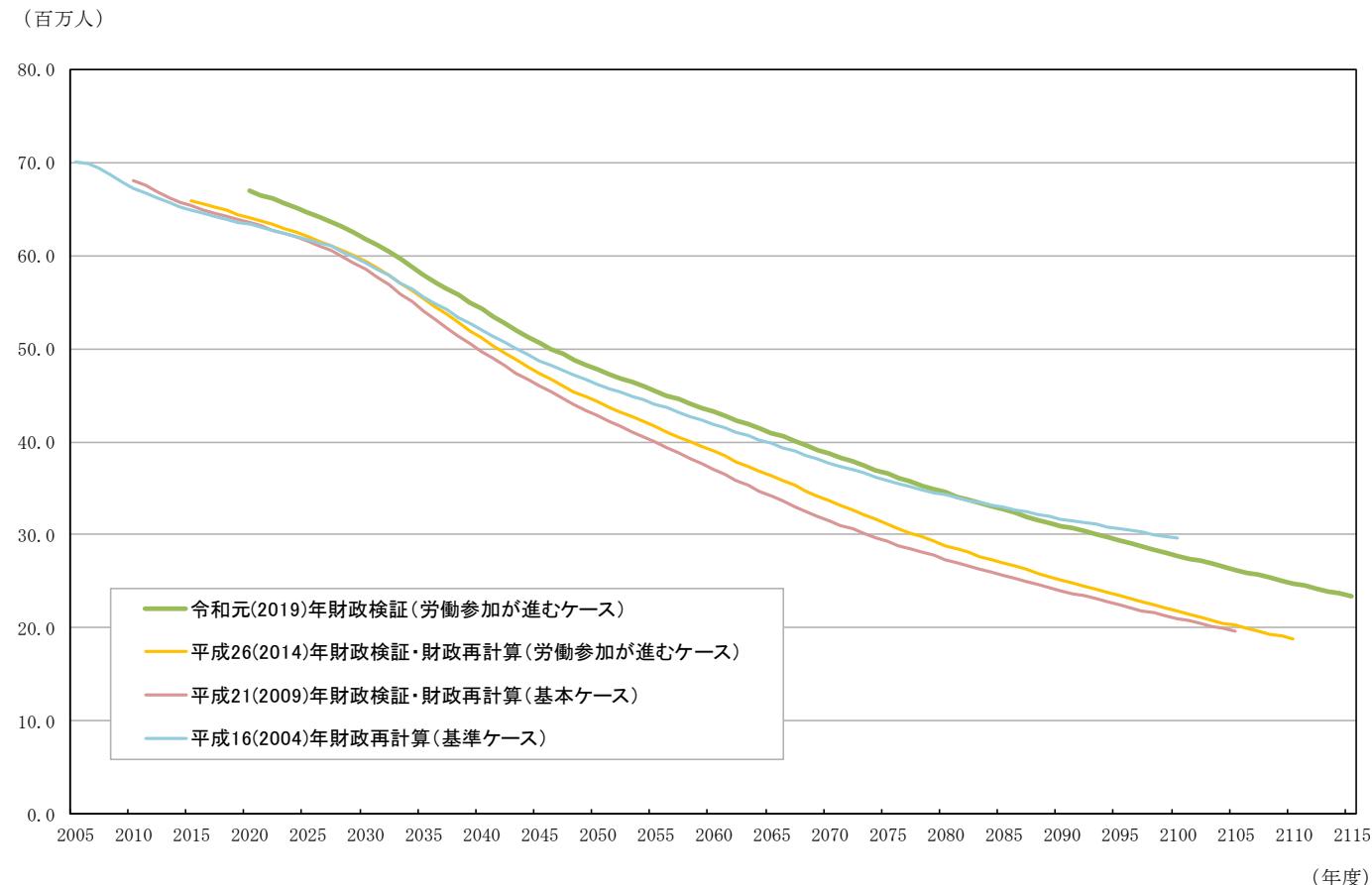
- 長期的な経済前提の実質賃金上昇率と実質的な運用利回りの関係をみている。令和元(2019)年財政検証のケースVIは、これまでの財政検証の中で、実質賃金上昇率や実質的な運用利回りのいずれも、かなりの低水準。



これまでの財政検証との比較～公的年金被保険者数

報告書第1章第3節（2）（33ページ）

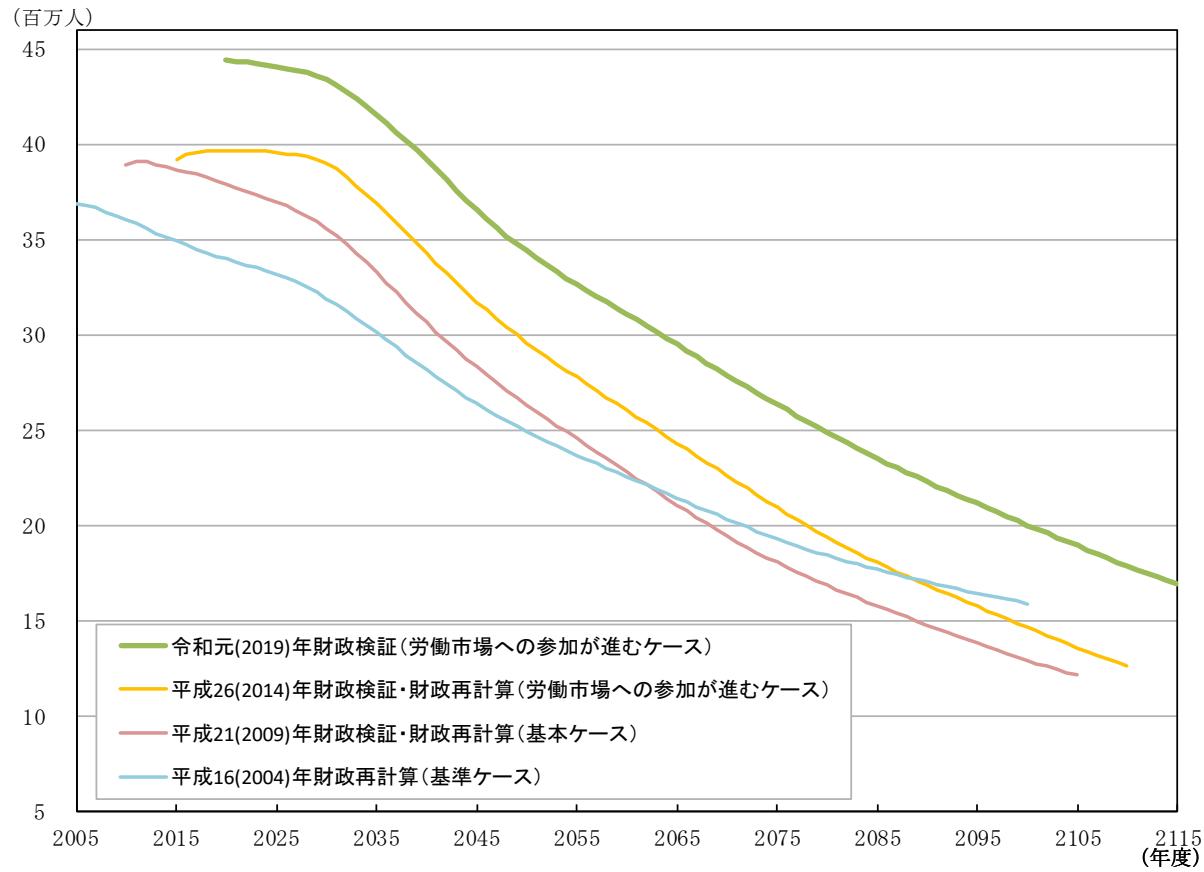
- 公的年金被保険者数の見通しは、平成16(2004)年財政再計算から平成21(2009)年財政検証にかけて下方シフトし、その後は上方シフトが続いている。平成26(2014)年から令和元(2019)年財政検証にかけては、足下で上方シフトし、さらに将来に向かって上方シフトの程度が大きくなっている。



これまでの財政検証との比較～厚生年金被保険者

報告書第1章第3節（2）（35～36ページ）

- 厚生年金被保険者数の見通しは、概ね将来の全期間にわたり上方シフトしている。ただし、平成16(2004)年財政再計算から平成21(2009)年財政検証にかけて2060年代以降は下方シフトしている。

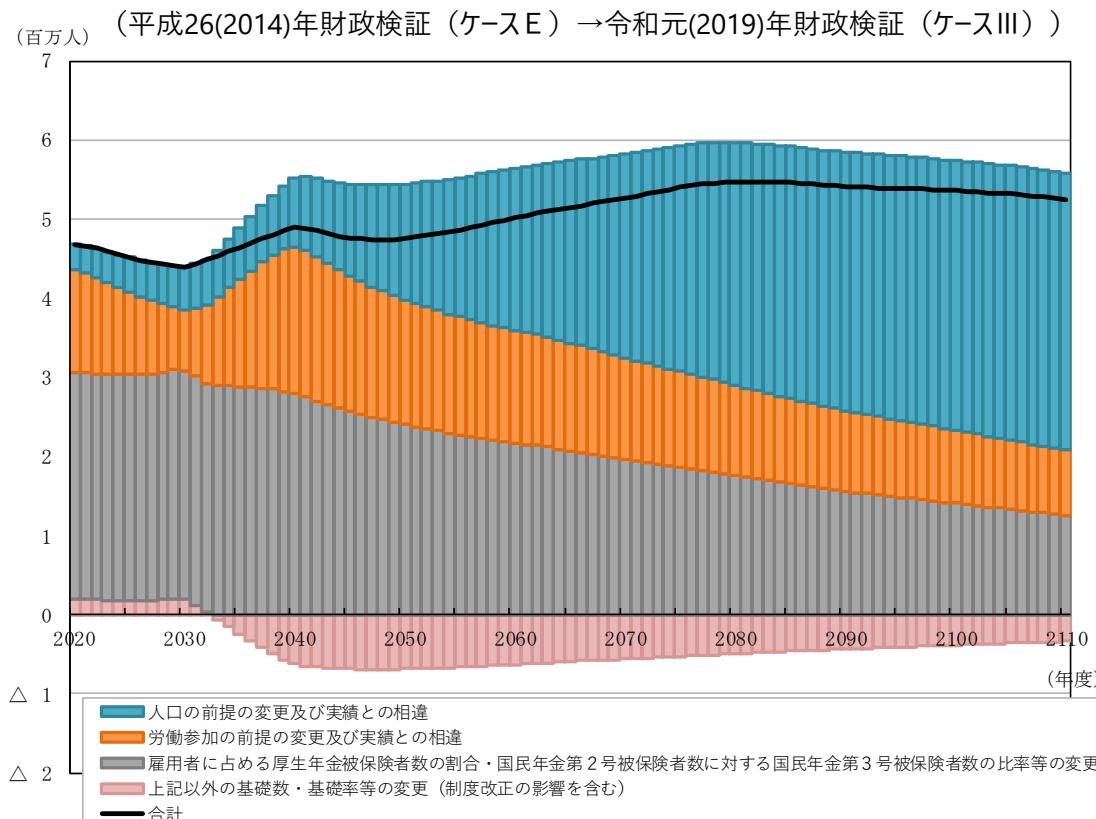


平成16(2004)年財政再計算及び平成21(2009)年財政検証は、一元化前であるため、被用者計としている。

厚生年金被保険者数の見通しの変化の要因

報告書第1章第3節（2）（36～37ページ）

- 平成26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけての厚生年金被保険者数の見通しの変化の要因は、グラフのとおり。
- 近い将来では「雇用者に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」の影響が大きく、遠い将来では、「人口の前提の変更及び実績との相違」の影響が大きい。

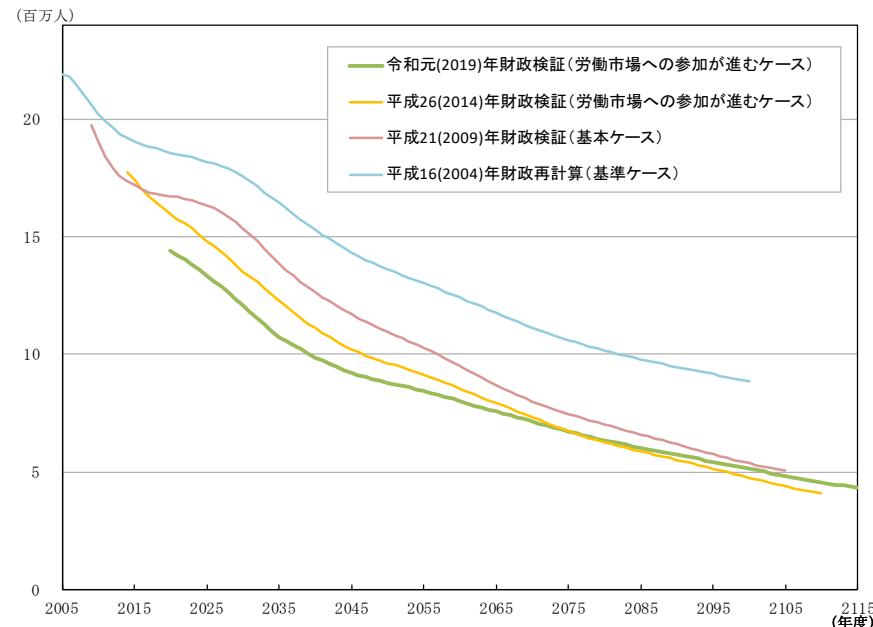


「人口の前提の変更及び実績との相違」には出生率の見通しの上昇が含まれている。

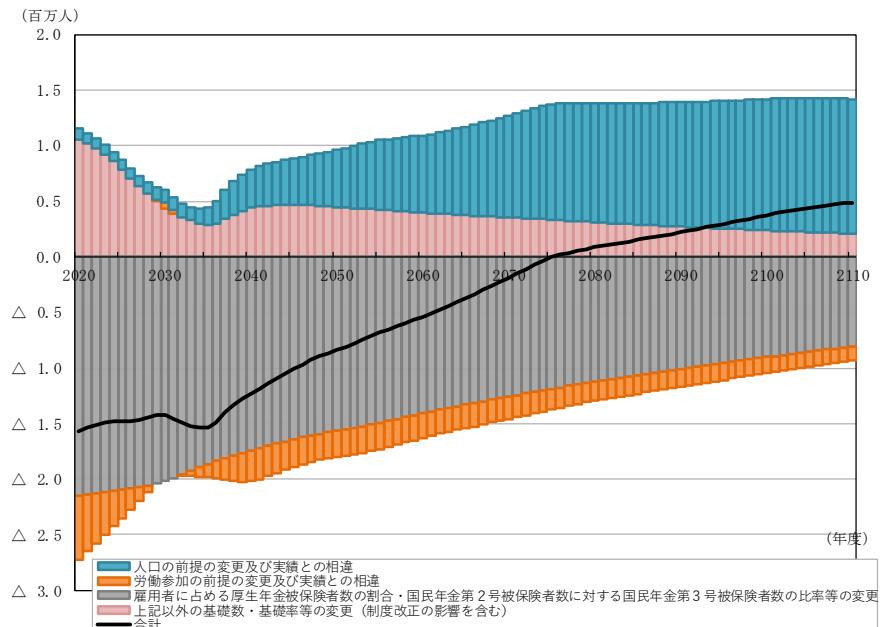
これまでの財政検証との比較～国民年金第1号被保険者

報告書第1章第3節（2）（38～39ページ）

- 国民年金第1号被保険者数の見通しは下方シフトする傾向にあり（グラフ左）、平成26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけての変化の要因の分析結果はグラフ（右）のとおり。
- 当初は「雇用者に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」が下方シフトの大きな要因となっているが、2070年代半ば以降では「人口の前提の変更及び実績との相違」がそれを上回る上方シフトの要因となっている。



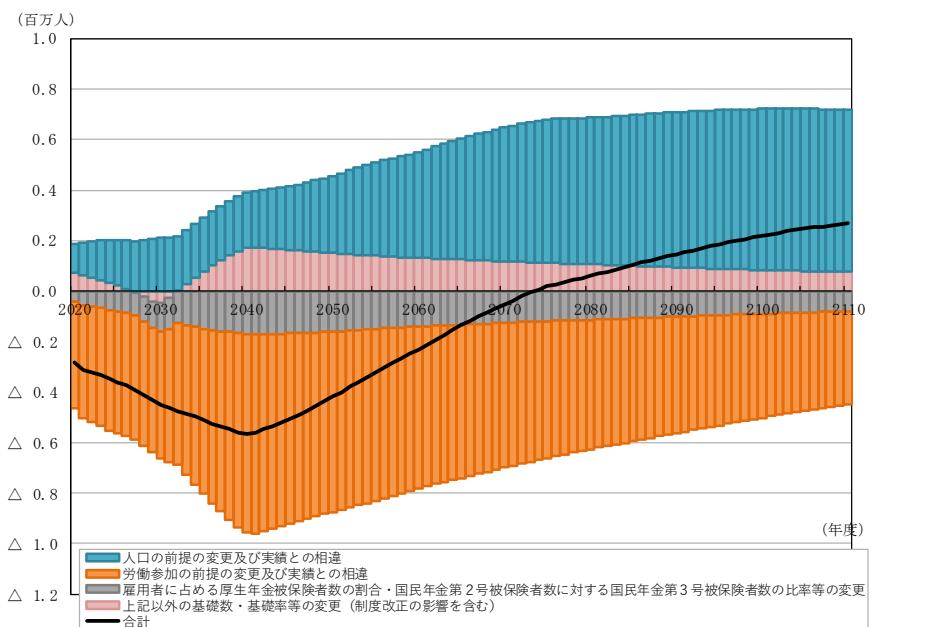
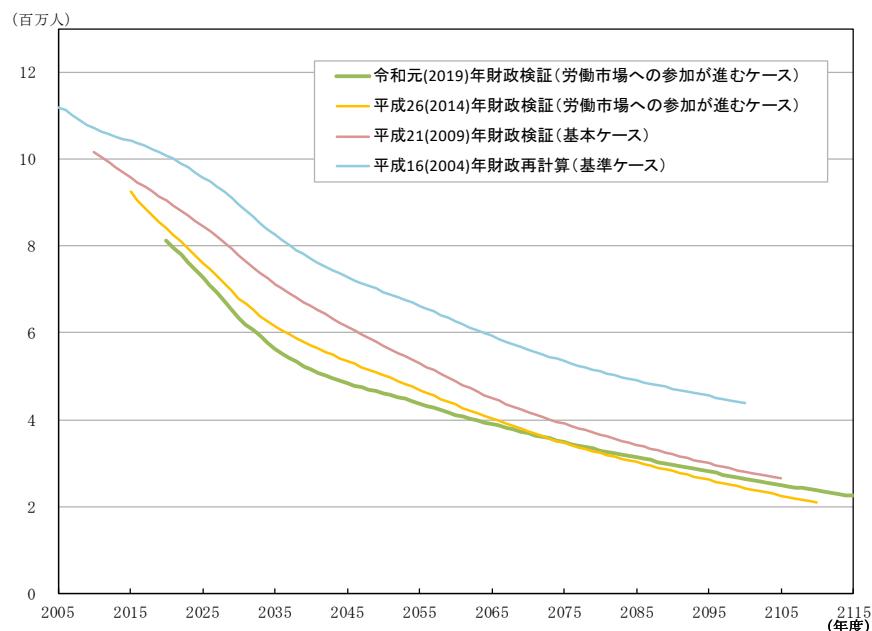
(平成26(2014)年財政検証（ケースE）→令和元(2019)年財政検証（ケースIII）)



これまでの財政検証との比較～国民年金第3号被保険者

報告書第1章第3節（2）（39～40ページ）

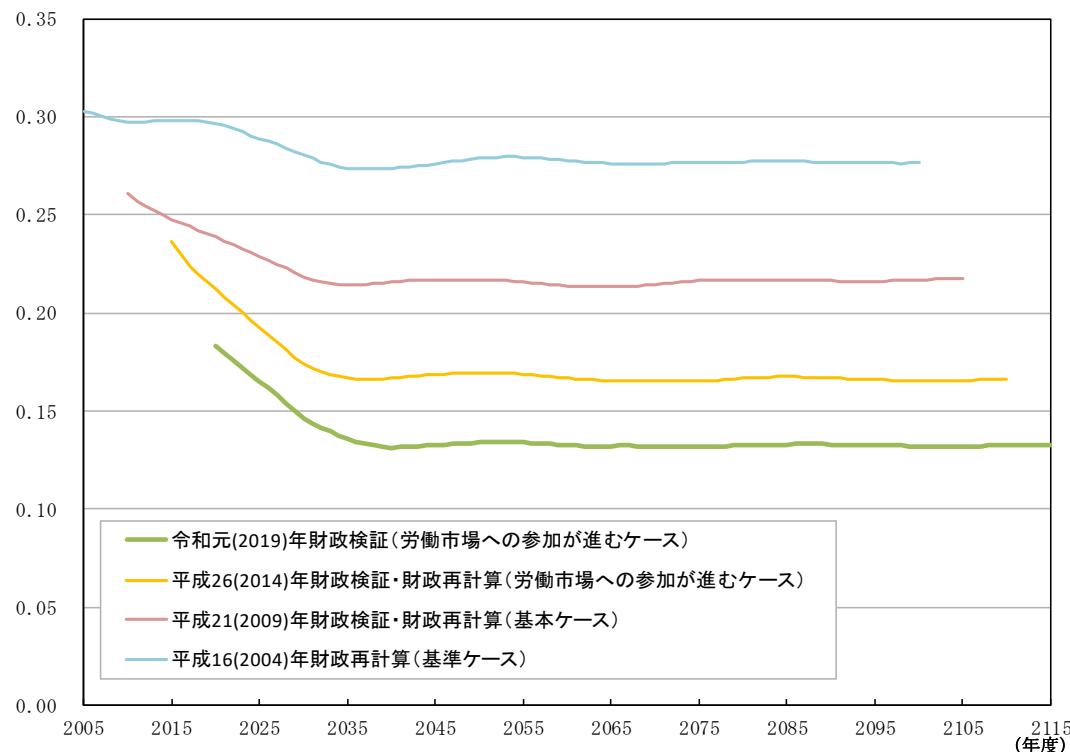
- 国民年金第3号被保険者数の見通しは下方シフトする傾向にあり（グラフ左）、平成26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけての変化の要因の分析結果はグラフ（右）のとおり。
 - 当初「労働参加の前提の変更及び実績との相違」が下方シフトの大きな要因であるが、2070年代半ば以降では「人口の前提の変更及び実績との相違」がそれを上回る上方シフトの要因となっている。



これまでの財政検証との比較～第3号被保険者比率

報告書第1章第3節（2）（41ページ）

- 厚生年金被保険者に対する国民年金第3号被保険者の比率は、財政検証を経るごとに、総じて下方シフトしており、平成16(2004)年財政再計算では最終的に約28%になると見込まれていたところ、令和元(2019)年財政検証の労働市場への参加が進むケースでは、最終的に約13%になるものと見込まれるに至っている。
- 厚生年金において、この比率の低下は、国民年金第3号被保険者に係る基礎年金拠出金の負担が軽減されることを意味することから、財政の好転要因の一つとなる。

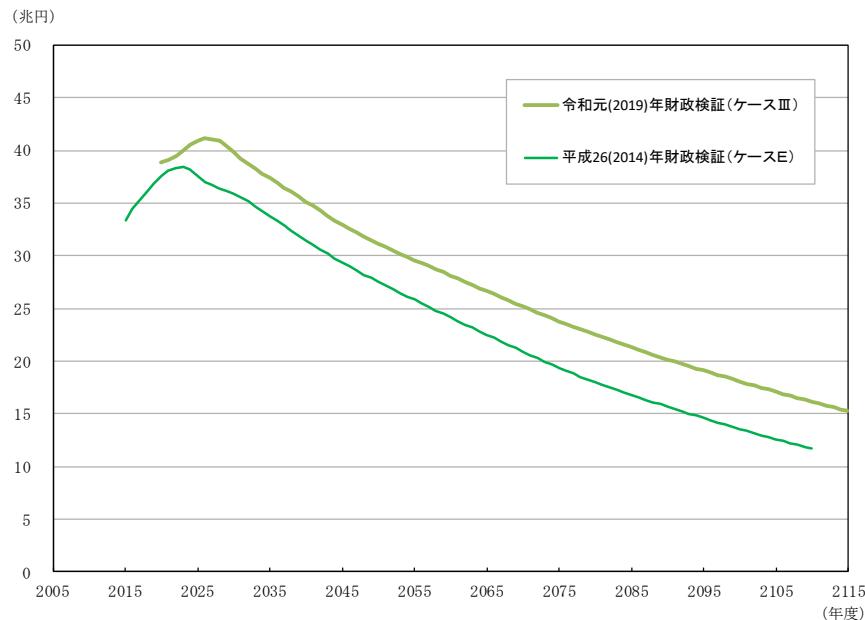


これまでの財政検証との比較～保険料収入

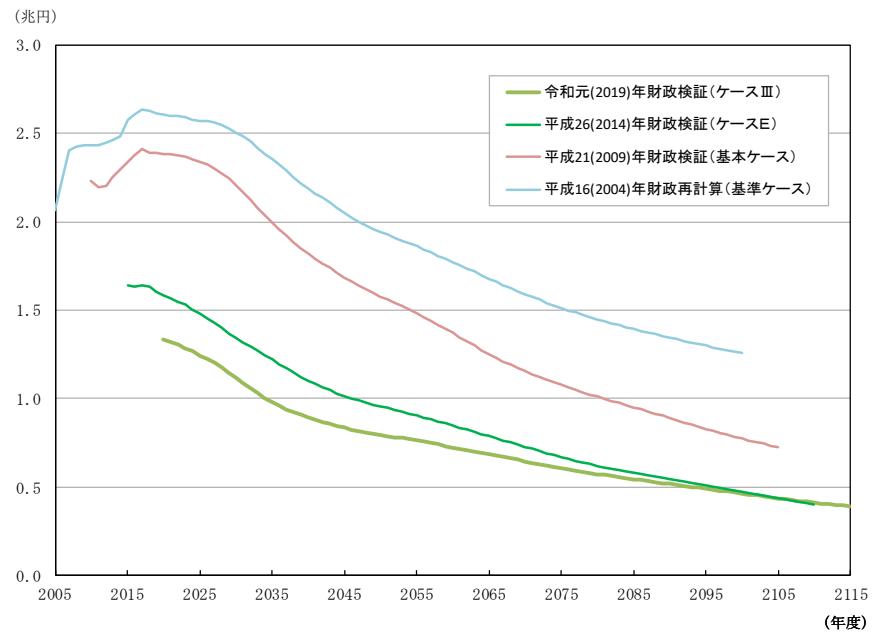
報告書第1章第3節（3）（46～47ページ）

- 保険料収入の将来見通しについて賃金で割り戻した2004年度価格で比較。
- 厚生年金では平成26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけて、被保険者数に連動して将来の全期間にわたり上方シフトしている。
- 国民年金では財政検証を経るごとに、将来の全期間にわたり、被保険者数に連動して概ね下方シフトしている。

厚生年金



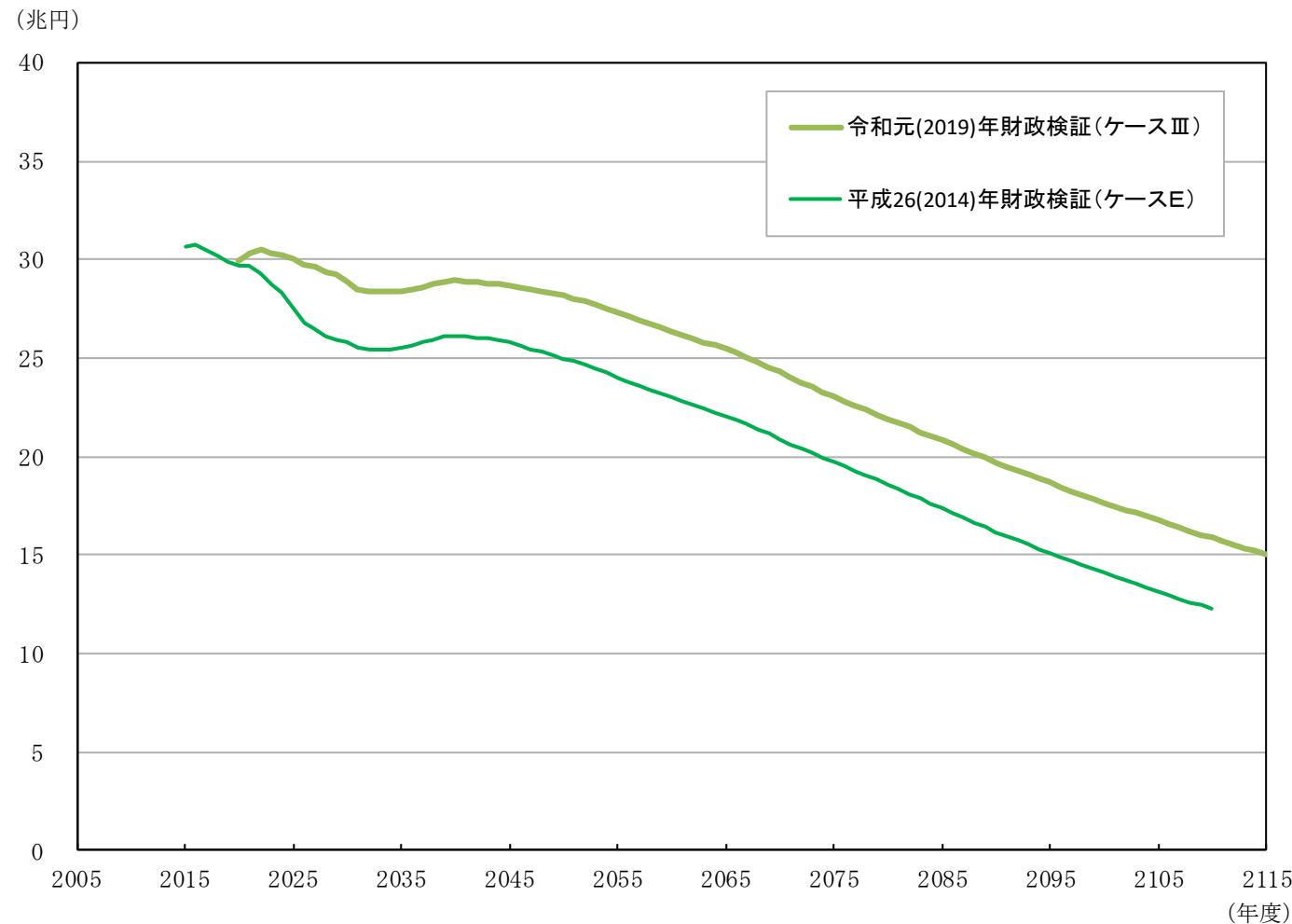
国民年金



これまでの財政検証との比較～厚生年金給付費

報告書第1章第3節(5) (50^{ページ})

- 厚生年金の給付費の見通し（賃金で割り戻した2004年度価格）は、平成26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけて上方シフトしている。

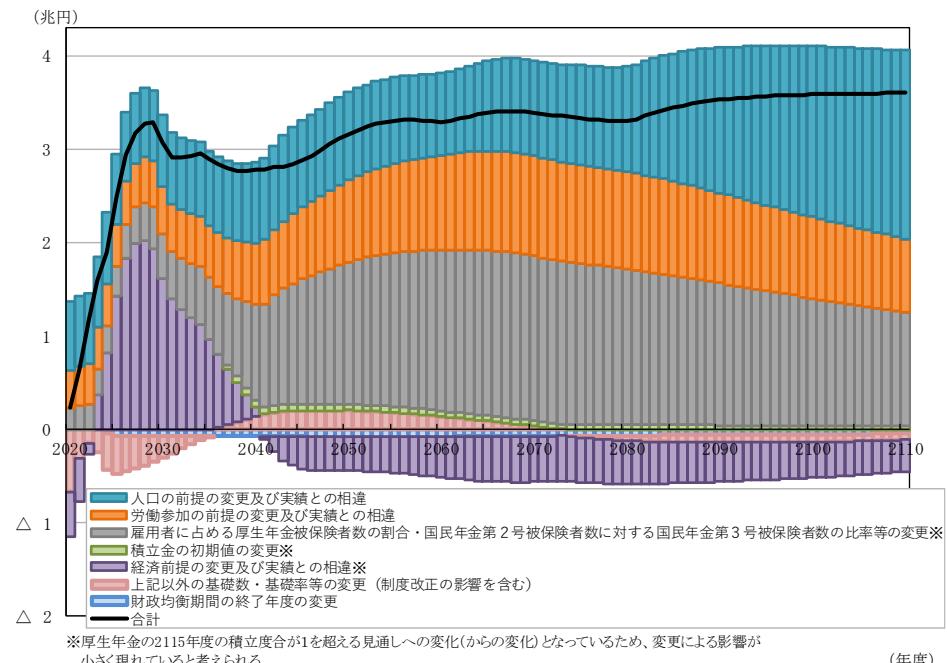


厚生年金給付費の見通しの変化の要因

報告書第1章第3節（5）（50～52ページ）

- 平成26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけての厚生年金給付費（賃金で割り戻した2004年度価格）の変化の要因の分析結果は、グラフのとおり。
 - 「人口の前提の変更及び実績との相違」、「労働参加の前提の変更及び実績との相違」、「雇用者に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」が全期間にわたって上方シフトに寄与する主な要因※1,※2。
 - 「経済前提の変更及び実績との相違」は、2040年頃までは概ね上方シフトに寄与し、その後は下方シフトに寄与。当初上方シフトに寄与するのは既裁定者の年金額改定率の相違によるところが大きい※3。

(平成26(2014)年財政検証(ケースE) →令和元(2019)年財政検証(ケースIII))



※1 これらはいずれも被保険者数の上方シフトに寄与する要因であるが、これに伴って給付費もやや遅れて上方シフトしている。

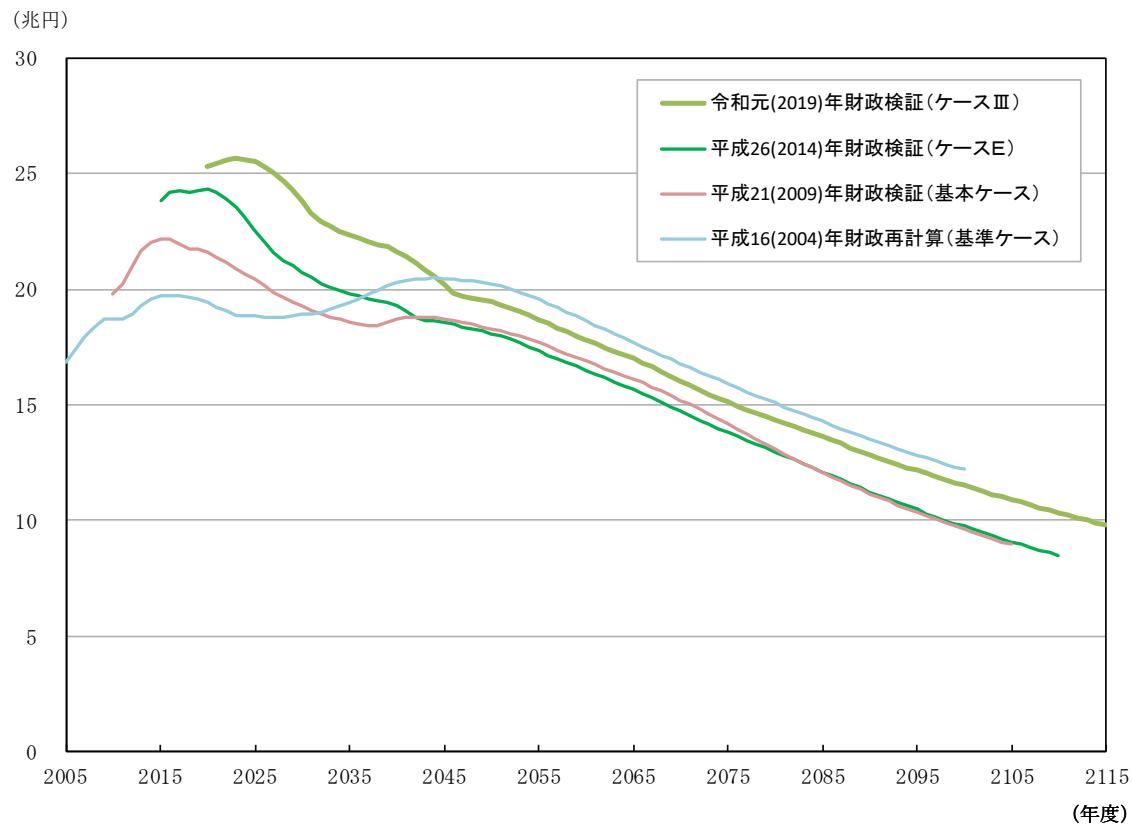
※2 「人口の前提の変更及び実績との相違」は、出生率の見通しの上昇による寄与も含まれ、遠い将来になるほど寄与が大きい。

※3 既裁定者の年金額改定率は基本的に物価変動率であり、これは財政検証では賃金変動率よりも概ね低くなると見通されているが、この物価変動率と賃金変動率の差が平成26(2014)年財政検証よりも、実績及び令和元(2019)年財政検証の経済前提の方が小さくなっている。

これまでの財政検証との比較～基礎年金給付費

報告書第1章第3節（5）（52ページ）

- 基礎年金の給付費の見通し（賃金で割り戻した2004年度価格）は、財政検証を経るごとに足下の額が上方シフトしている。
- 平成16(2004)年財政再計算から平成26(2014)年財政検証にかけては、足下で上方シフトするとマクロ経済スライドによる給付水準調整の長期化によって将来の給付費が抑制される構造にある。平成26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけては、全期間にわたり上方シフトしている。

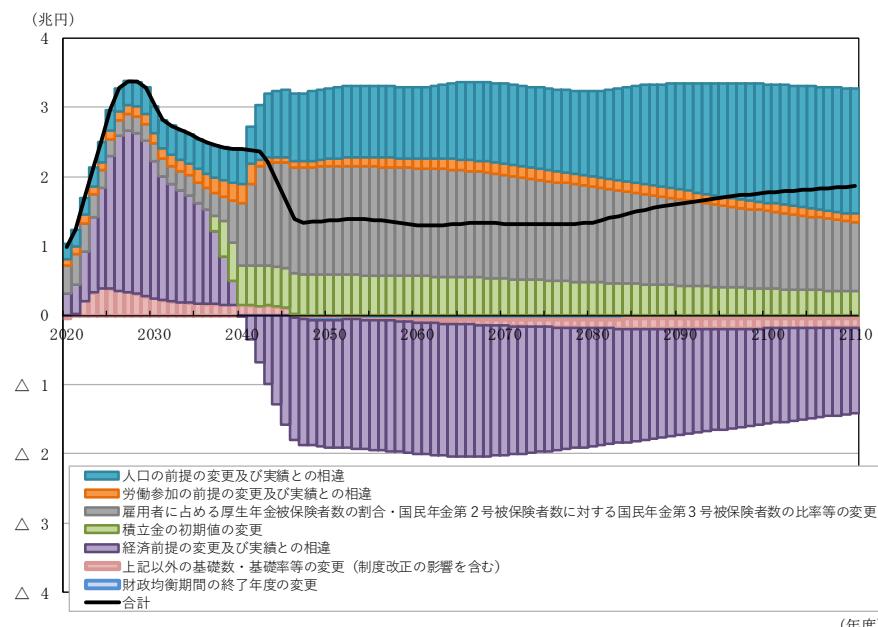


基礎年金給付費の見通しの変化の要因

報告書第1章第3節（5）（53～54ページ）

- 平成26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけての基礎年金給付費（賃金で割り戻した2004年度価格）の見通しの変化の要因の分析結果は、グラフのとおり。
- 「人口の前提の変更及び実績との相違」※1、「雇用者に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」※2は、全期間を通じて上方シフトに寄与する主な要因。
- 「経済前提の変更及び実績との相違」は、2040年頃までは上方シフトに寄与する要因となっているが、その後は下方シフトに寄与する要因となっている。当初上方シフトに寄与する理由は厚生年金給付費と同様である。※3

（平成26(2014)年財政検証（ケースE）→令和元(2019)年財政検証（ケースIII））



※1 出生率の見通しの上昇による寄与も含まれ、基礎年金の受給者数が上方シフトしているほか、国民年金の財政が改善しマクロ経済スライドによる給付の抑制を緩やかにする効果が現れている。

※2 国民年金第1号被保険者が減少し厚生年金被保険者が増加することにより、国民年金の財政が改善しマクロ経済スライドによる給付の抑制を緩やかにする効果が現れている。

※3 その後下方シフトに寄与することになるのは、マクロ経済スライドによる給付調整が進むためである。

賃金との対比でみた相対的な年金額の水準の変化(1)

報告書第1章第3節（5）（54～55ページ）

- 「経済前提の変更及び実績との相違」が、厚生年金と基礎年金のいずれにおいても2040年頃までは上方シフトに寄与する要因となっているが、このように当初上方シフトする理由としては、財政検証での見通し上の給付水準が賃金水準との対比で高まっていることが考えられる。
- これを平成16(2004)年財政再計算から令和元(2019)年財政検証にかけての変化を例にとって分析を行った結果は次ページ及びその次のページのグラフのとおり。
- 分析した要因は次の3つである。
 - ①マクロ経済スライドの効果の変化
 - …マクロ経済スライドによる給付調整の程度の変化を計上
 - ②既裁定者の年金額を物価上昇率で改定する効果の変化
 - …新規裁定者と既裁定者の改定率の差の変化を計上
 - ③新規裁定のマクロ経済スライド適用前の年金額の水準の変化

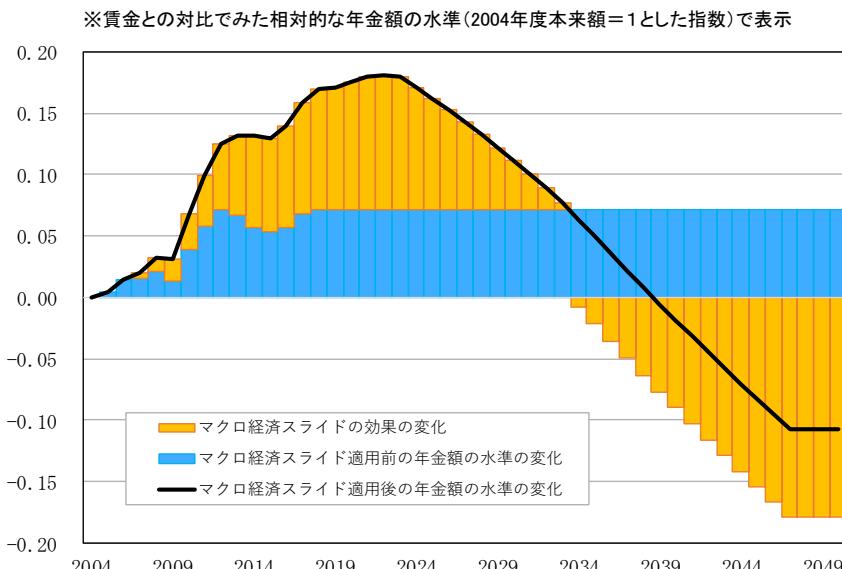
賃金との対比でみた相対的な年金額の水準の変化(2)

報告書第1章第3節（5）（55～57ページ）

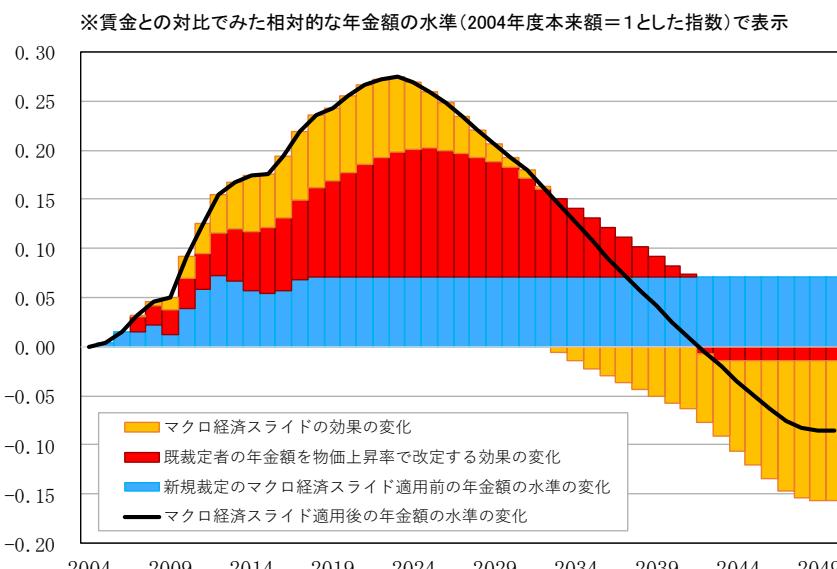
- 賃金との対比でみた相対的な年金額の水準の見通しは、高まる方向に変化しており、2004年度から2020年度前後にかけてそれが拡大している。
- その要因としては、3つの分析要因いずれからも一定の寄与が認められるが、新規裁定では「マクロ経済スライドの効果の変化」によるところが比較的大きく、既裁定では「既裁定者の年金額を物価上昇率で改定する効果の変化」が比較的大きい。

平成16(2004)年財政再計算から令和元(2019)年財政検証にかけての年金額の水準の見通しの変化とその要因

【基礎年金・新規裁定】



【基礎年金・既裁定（2004年度に既に受給権を得ていた者）】



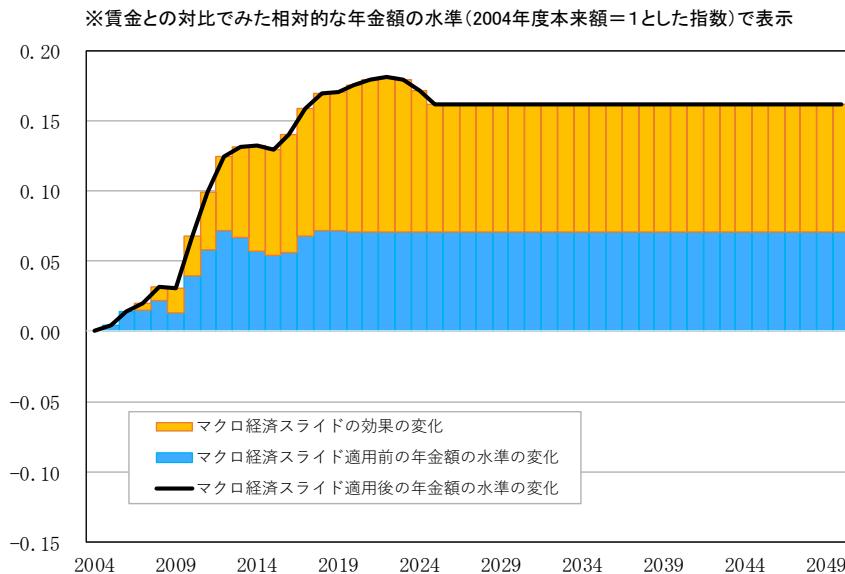
賃金との対比でみた相対的な年金額の水準の変化(3)

報告書第1章第3節（5）（55～57ページ）

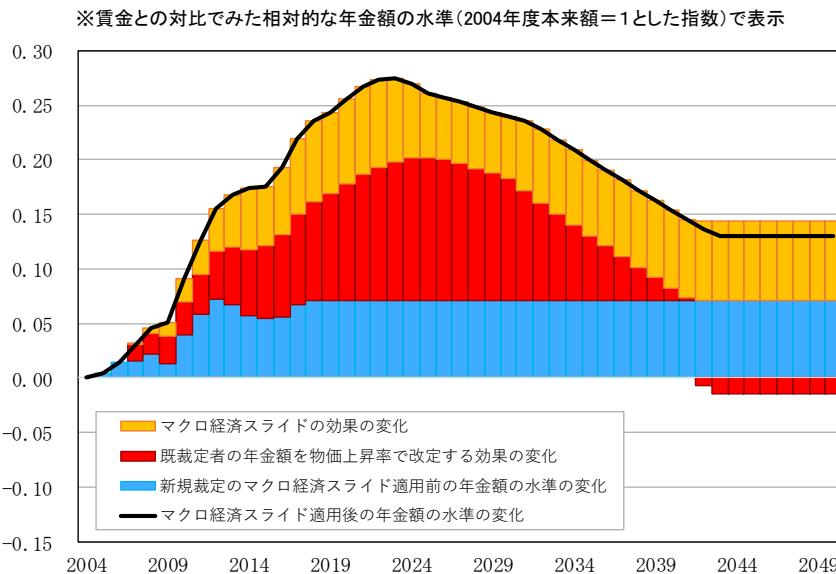
- 厚生年金も、2004年度から2020年度前後にかけての変化は基礎年金と同様。
- 厚生年金では、基礎年金とは異なり、マクロ経済スライドの効果が最終的にプラスのままであるが、これは、年金額の水準以外の要素も作用した結果、マクロ経済スライドによる調整が緩和していることを意味する。

平成16(2004)年財政再計算から令和元(2019)年財政検証にかけての年金額の水準の見通しの変化とその要因

【厚生年金・新規裁定】



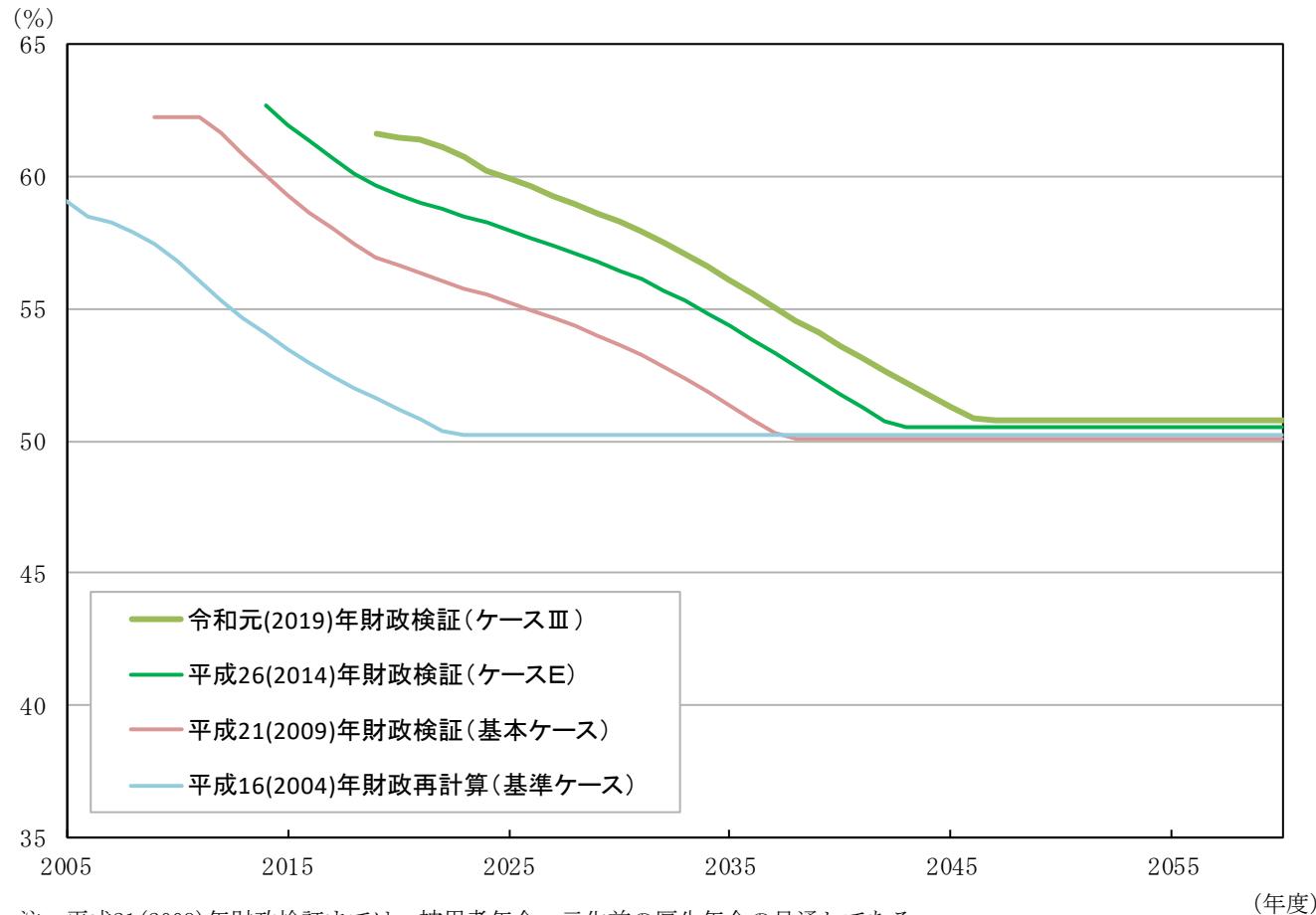
【厚生年金・既裁定（2004年度に既に受給権を得ていた者）】



これまでの財政検証との比較～所得代替率

報告書第1章第3節（7）（63～64歳～）

- 厚生年金の標準的な年金（夫婦2人の基礎年金を含む）の所得代替率を比較すると、これまでの間、給付水準調整が見通しどおりに進まず、財政検証を経るごとに調整は遅れる傾向にある。



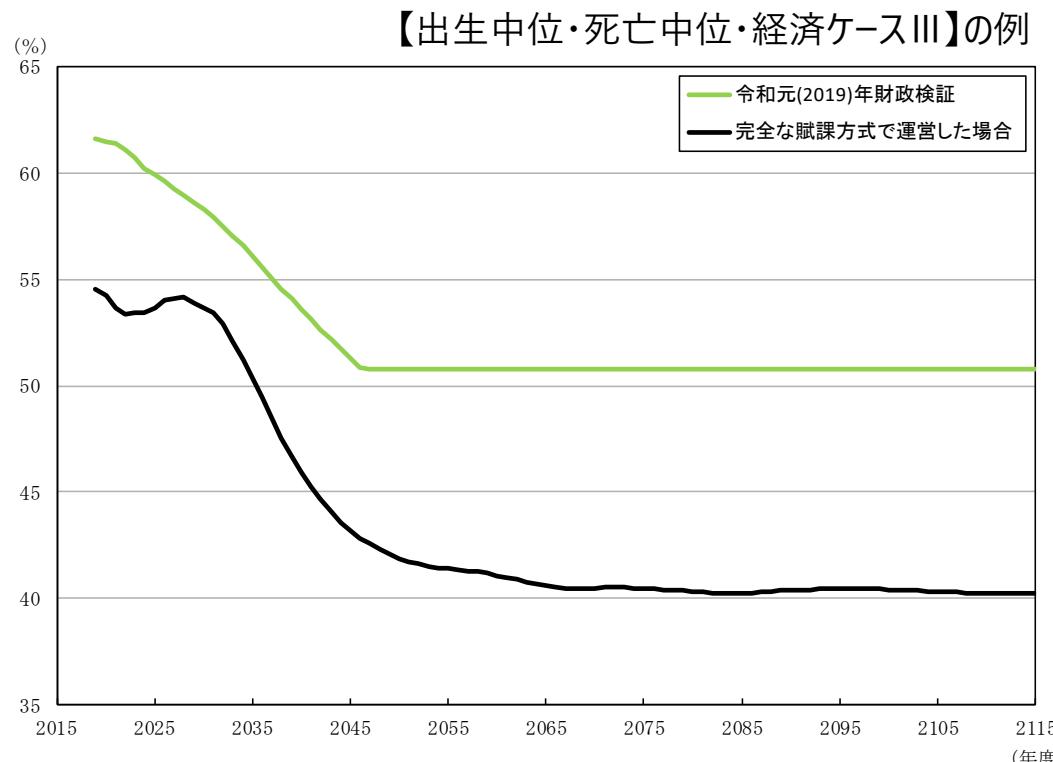
注 平成21(2009)年財政検証までは、被用者年金一元化前の厚生年金の見通しである。

積立金の給付への充当時期（分析方法）

報告書第1章第3節（8）（66ページ）

- ここでは、完全な賦課方式の場合の所得代替率とは、保険料収入は現行法どおりとし、仮にある年度の給付費や基礎年金拠出金をその年度の保険料と国庫・公経済負担のみ全て充当してまかぬとしたときに、そのときに支給できる年金額の水準に基づいて算出した所得代替率としている。
- 財政検証における所得代替率と、完全な賦課方式の場合の所得代替率の差を考察することによって、将来のどの時期の給付にどの程度の積立金（運用収入又は元本）が充当されているかが分かる。

財政検証における所得代替率と完全な賦課方式の場合の所得代替率

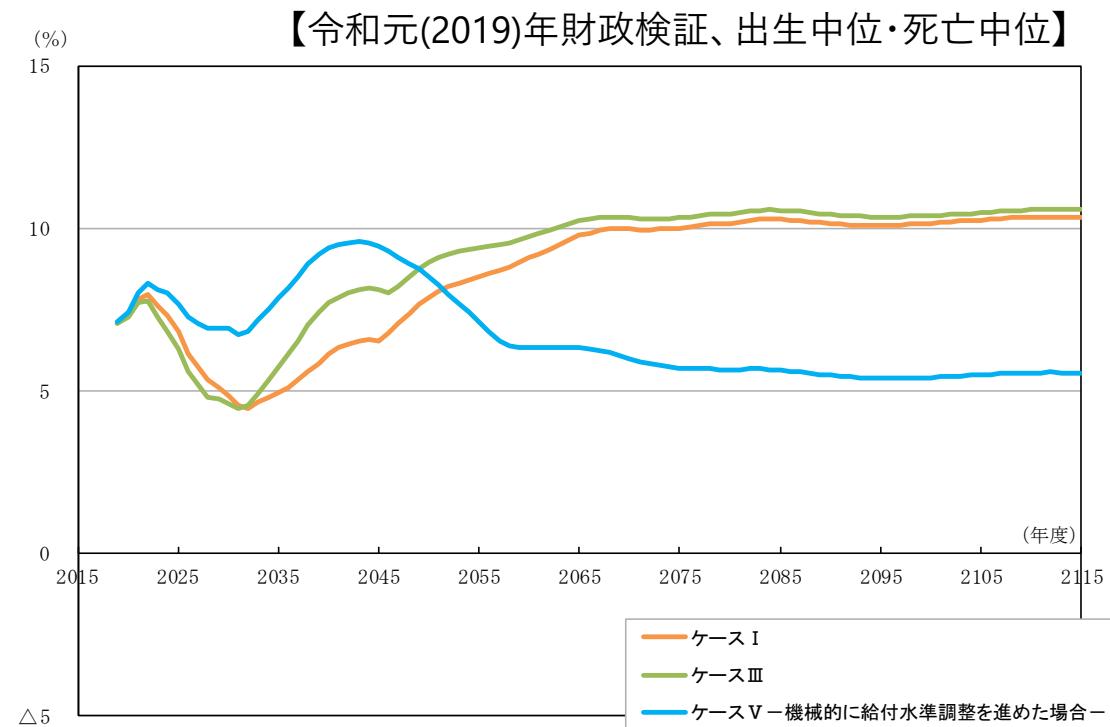


積立金の給付への充当時期（経済前提の相違による比較）

報告書第1章第3節（8）（67ページ）

- 財政検証における所得代替率と、完全な賦課方式の場合の所得代替率の差は、令和元(2019)年財政検証の出生中位・死亡中位の場合、経済ケースⅠとケースⅢでは遠い将来になるほど高いが、ケースⅤでは遠い将来ほど低い。
つまりケースⅠとⅢでは将来の給付に多くの積立金が充当されているが、ケースⅤでは2030～2040年代により多くの積立金が充当されている。

財政検証における所得代替率と完全な賦課方式の場合の所得代替率の差



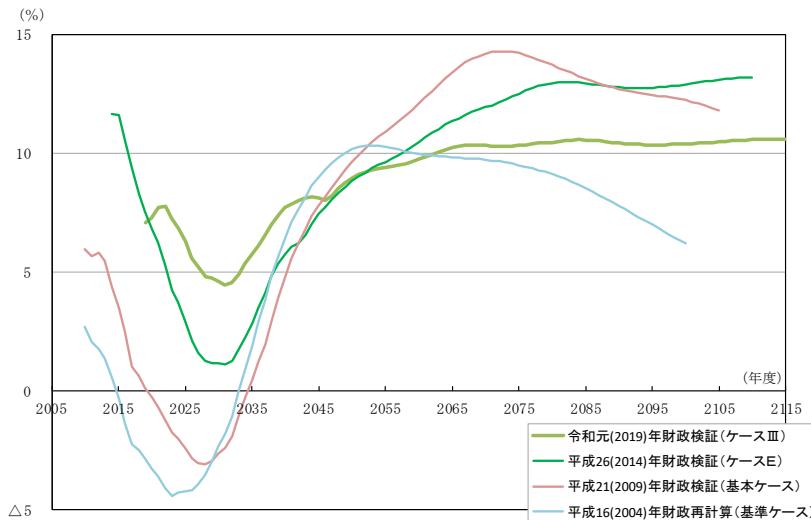
積立金の給付への充当時期（これまでの財政検証との比較）

報告書第1章第3節（8）（67～69ページ）

- これまでの財政検証・財政再計算から中間的なケースを1つずつ取り出して、財政検証における所得代替率と、完全な賦課方式の場合の所得代替率の差を比較すると、いずれも遠い将来になるほど高い。つまり遠い将来ほど給付に積立金が多く充当されている。ただし、新しい財政検証ほど、近い将来にもより多くの積立金が充当されるようになってきている。
- これを基礎年金部分に限って観察すると、令和元(2019)年財政検証では、近い将来ほど、給付に多くの積立金が充当されるようになっている。

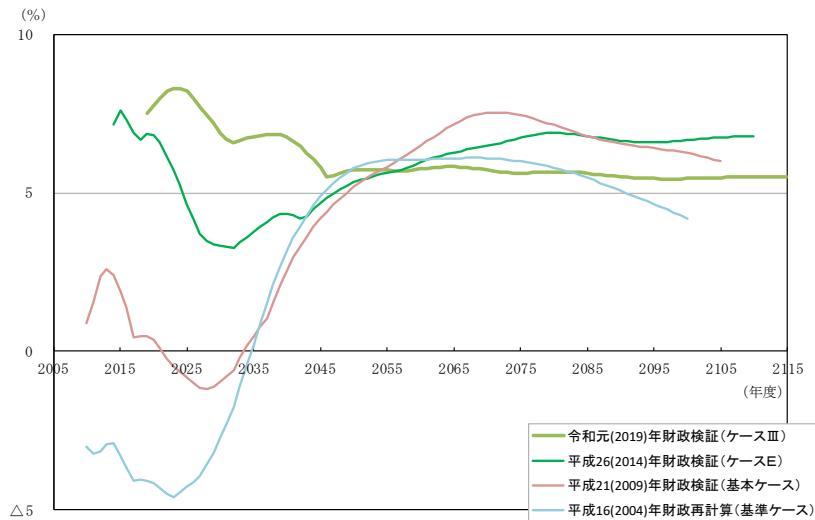
財政検証における所得代替率と完全な賦課方式の場合の所得代替率の差

【基礎年金部分・報酬比例部分の合計】



注 平成21(2009)年財政検証までは、被用者年金一元化前の厚生年金の見通しである。

【基礎年金部分のみ】

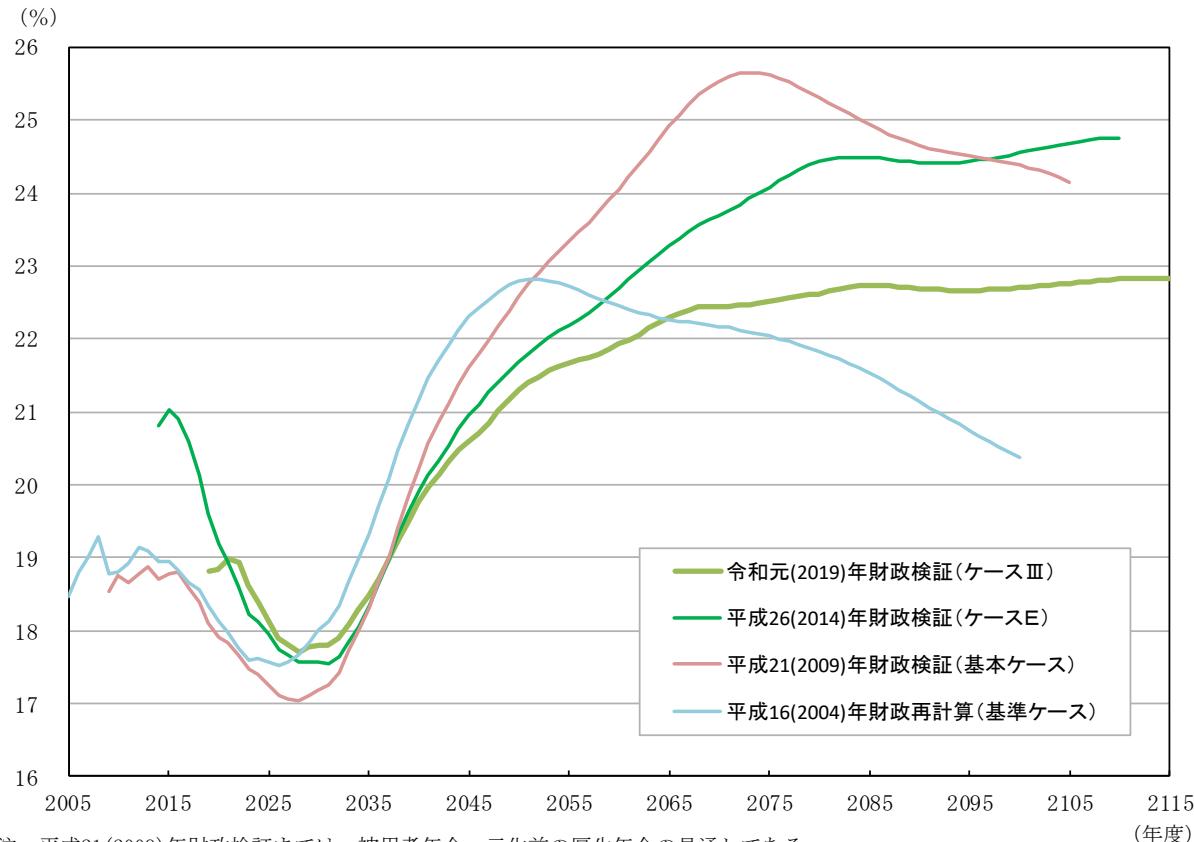


注 平成21(2009)年財政検証までは、被用者年金一元化前の厚生年金の見通しである。

これまでの財政検証との比較～厚生年金の総合費用率

報告書第1章第3節(10) (72°-ジ)

- 厚生年金の総合費用率について、令和元(2019)年財政検証では、平成26(2014)年財政検証と比べて、概ね2040年度以降において下方シフトしており、特に2060年代以降はそれが顕著である。



注 平成21(2009)年財政検証までは、被用者年金一元化前の厚生年金の見通しである。

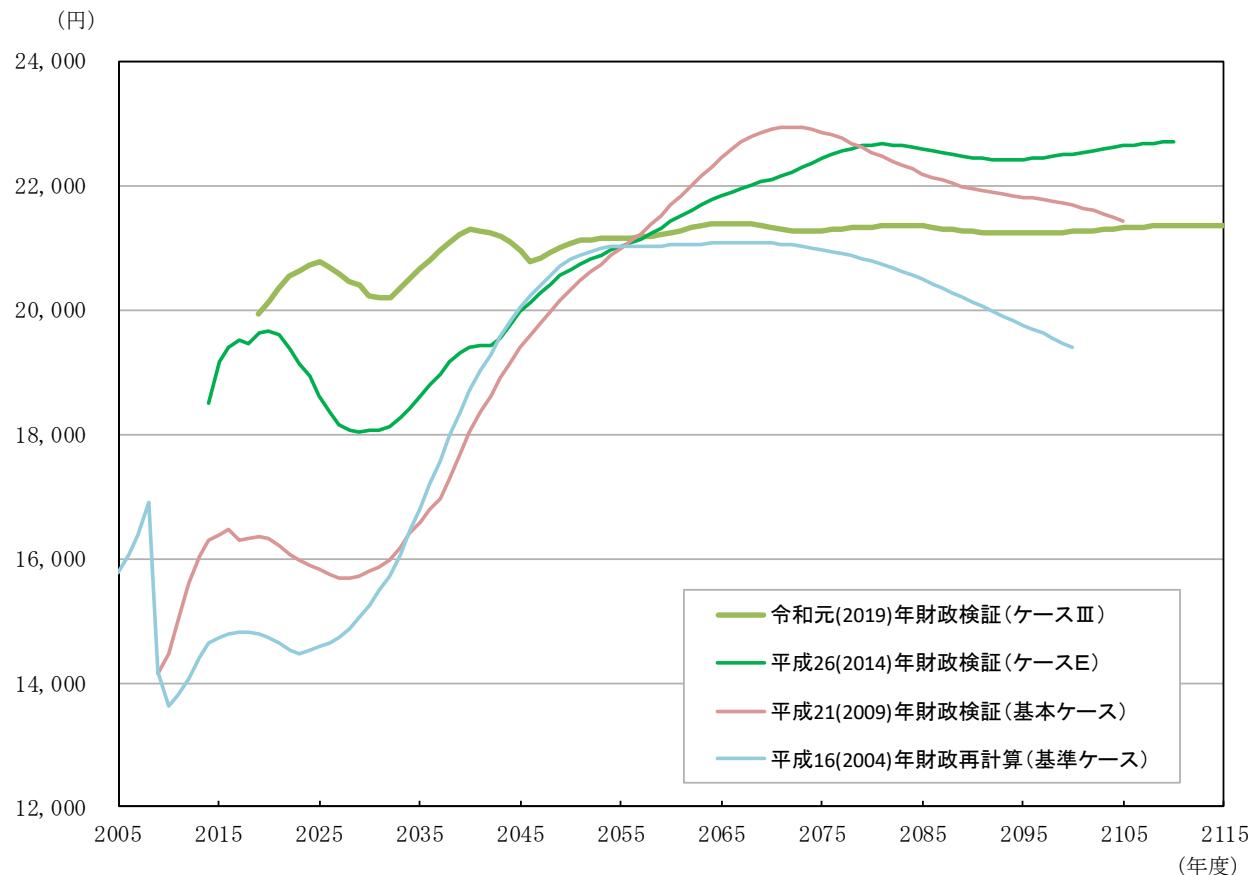
総合費用率 =
(実質的な支出
- 国庫・公経済負担)
/ 標準報酬総額 × 100

完全な賦課方式で運営した場合の保険料率に相当するものである。これが法律上の保険料率18.3%を超えていれば、その差は積立金から充当されることになる。

これまでの財政検証との比較～国民年金の総合費用

報告書第1章第3節(10) (73ページ)

- 国民年金の総合費用の保険料換算（2004年度価格）について、令和元(2019)年財政検証では、平成26(2014)年財政検証と比べて、特に2050年度頃までは上方シフトしている。



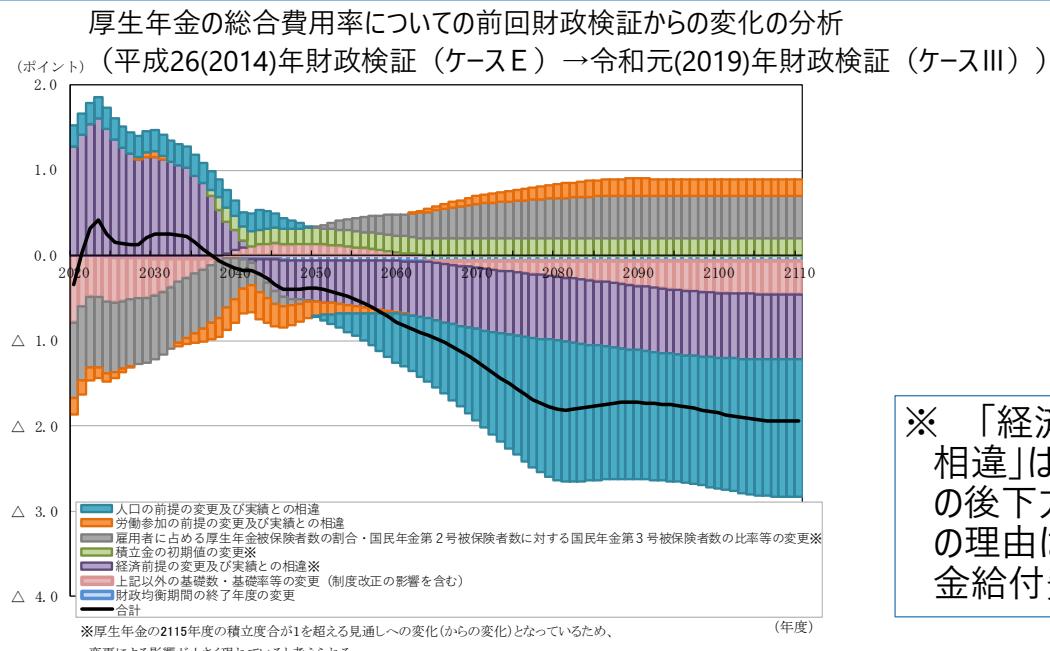
総合費用の保険料換算
(2004年度価格) =
(実質的な支出
- 国庫・公経済負担)
/ 保険料収入
× 保険料月額
(2004年度価格)

完全な賦課方式で運営
した場合における保険料
月額(2004年度価格)
に相当するものである。こ
れが法律上の保険料
17,000円(2004年度価
格)を超えていれば、その
差は積立金から充当され
ることとなる。

これまでの財政検証との比較～総合費用の変化の要因(1)

報告書第1章第3節(10) (74ページ)

- 厚生年金の総合費用率について平成26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけてのシフトの要因分析をした結果は以下のとおり。
- 「人口の前提の変更及び実績との相違」が2050年代以降に下方シフトの要因となっている。これは、厚生年金給付費、基礎年金給付費の上方シフト要因である一方で、被保険者数の上方シフト要因（総合費用率に対しては下方シフト要因）であり、総合すると下方シフトの要因となっていることが分かる。
- 「雇用者に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」と「労働参加の前提の変更及び実績との相違」については、被保険者の増加により当初は下方シフト要因となるが、最終的には厚生年金給付費や基礎年金拠出金も増加することから上方シフト要因になっていると考えられる。



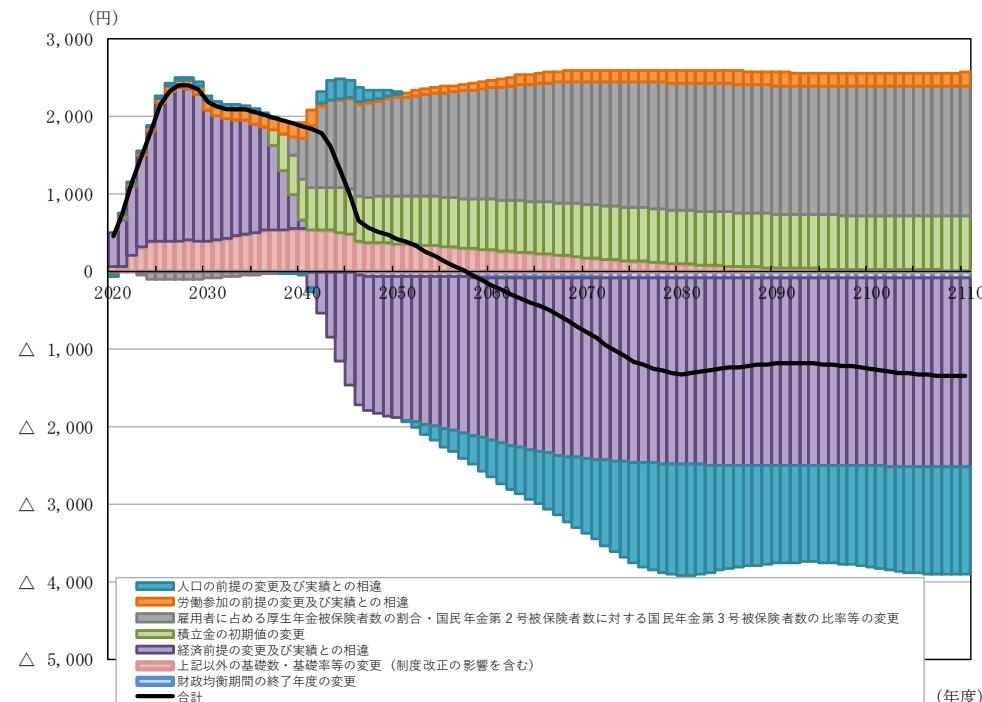
※「経済前提の変更及び実績との相違」は当初上方シフトに寄与し、その後下方シフトに寄与しているが、この理由は厚生年金給付費、基礎年金給付費と同様と考えられる。

これまでの財政検証との比較～総合費用の変化の要因(2)

報告書第1章第3節(10) (75°-ジ)

- 国民年金の総合費用の保険料換算について平成26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけてのシフトの要因分析をした結果は以下のとおり。
- 「人口の前提の変更及び実績との相違」は、2050年代以降、下方シフトに寄与する大きな要因となっている。これは、基礎年金給付費の上方シフト要因であるとともに被保険者数の上方シフト要因でもあるが、総合すると下方シフトの要因となっていることが分かる。

国民年金の総合費用の保険料換算（2004年度価格）についての
前回財政検証からの変化の分析
(平成26(2014)年財政検証(ケースE) → 令和元(2019)年財政検証(ケースIII))



※ 「雇用者に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」と「労働参加の前提の変更及び実績との相違」は、2040年代以降、上方シフトに寄与する要因となっているが、これは基礎年金給付費と同様と考えられる。

※ 「経済前提の変更及び実績との相違」は当初上方シフトに寄与し、その後下方シフトに寄与しているが、この理由は厚生年金給付費、基礎年金給付費と同様と考えられる。

感応度分析～物価上昇率、賃金上昇率、運用利回り

報告書第1章第4節（3）（86ページ）

- 令和元(2019)年財政検証のケースIIIの長期の前提について、機械的に①対物価での実質賃金上昇率を上昇又は低下させた場合、②対賃金での実質的な運用利回りを上昇又は低下させた場合の試算を行った。
- 実質賃金上昇率を0.5%ポイント上昇（又は低下）させた場合は、所得代替率は1.7%ポイント以上上昇（3.1%ポイント低下）し、マクロ経済スライドの終了年度は3年早まる（4年延長される）結果となった。
- 実質的な運用利回りを0.5%ポイント上昇（又は低下）させた場合は、所得代替率は2.1%ポイント上昇（2.0%ポイント低下）し、マクロ経済スライドの終了年度は4年早まる（3年延長される）結果となった。

	感応度分析 の基準 (ケースIII)	物価上昇率が変動した場合				賃金上昇率（実質）が 変動した場合				運用利回り（スプレット）が 変動した場合			
物価上昇率	1.2%	ポイント +0.5	ポイント +0.1	ポイント -0.1	ポイント -0.5	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント
賃金上昇率 (実質)	1.1%					+0.5	+0.1	-0.1	-0.5				
運用利回り (スプレッド)	1.7%									+0.5	+0.1	-0.1	-0.5
所得代替率	% 50.8	ポイント +0.5	ポイント +0.1	ポイント -0.2	ポイント -1.0	ポイント ※ +1.7以上	ポイント +0.5	ポイント -0.5	ポイント -3.1	ポイント +2.1	ポイント +0.4	ポイント -0.4	ポイント -2.0
基礎年金 部分	26.2	+0.4	+0.1	-0.1	-0.9	+1.1	+0.3	-0.3	-1.8	+1.6	+0.3	-0.3	-1.4
報酬比例 部分	24.6	+0.1	+0.0	-0.0	-0.1	※ +0.7以上	+0.2	-0.2	-1.3	+0.5	+0.1	-0.1	-0.6
給付水準調整 終了年度	年度 2047	年度 -1	年度 -1	年度 ±0	年度 +2	年度 -3	年度 -1	年度 ±0	年度 +4	年度 -4	年度 -1	年度 ±0	年度 +3
基礎年金 部分	2047	-1	-1	±0	+2	-3	-1	±0	+4	-4	-1	±0	+3
報酬比例 部分	2025	-1	±0	±0	±0	※ -6以上	-1	+1	+5	-3	-1	±0	+2

※ 厚生年金の2015年度の積立度合が1を超える見通しとなっているため、「以上」と表記している。

感応度分析～足下の積立金

報告書第1章第4節（4）（87ページ）

- 足下の積立金は、基本的には市場価格で評価した2017年度末実績に基づいている。この評価額は金融市場の短期的な変動の影響を受けやすい性質があることから、積立金が仮に10%増減した場合の試算を行った。
- 積立金が10%増加した場合は、所得代替率は1.5%ポイント上昇し、マクロ経済スライドの終了年度は3年短縮される結果となった。
- 積立金が10%減少した場合は、所得代替率は1.7%ポイント低下し、マクロ経済スライドの終了年度は3年延長される結果となった。

	感応度分析の基準 (ケースⅢ)	足下積立金（2017年度末）が変動した場合	
国民年金	足下積立金 (2017年度末) 億円 116,014	足下積立金 × 1.1	足下積立金 × 0.9
厚生年金	1,991,060	足下積立金 × 1.1	足下積立金 × 0.9

所得代替率	%	ポイント	ポイント
基礎年金部分	50.8	+1.5	-1.7
報酬比例部分	26.2	+1.4	-1.5
	24.6	+0.2	-0.2

給付水準調整終了年度	年度	年度	年度
基礎年金部分	2047	-3	+3
報酬比例部分	2025	-1	±0

感応度分析～被保険者数

報告書第1章第4節（5）（91^{ページ}）

- 年金財政は被保険者数の動向にも大きく影響されることから、厚生年金被保険者数が仮に1%増加又は減少し、同人数の国民年金第1号被保険者が減少又は増加する場合の試算を行った。
- 厚生年金被保険者数を1%増加（国民年金第1号被保険者数を減少）させた場合は、所得代替率は0.6%ポイント上昇し、マクロ経済スライドの終了年度は2年短縮される結果となった。
- 厚生年金被保険者数を1%減少（国民年金第1号被保険者数を増加）させた場合は、所得代替率は0.6%ポイント低下し、マクロ経済スライドの終了年度は1年延長される結果となった。

		感応度分析の基準 (ケースⅢ)	厚生年金被保険者数が増加した場合		厚生年金被保険者数が減少した場合	
厚生年金	出生中位 死亡中位	被保険者数 × 1.01 〔第1号厚生年金 20～59歳〕	被保険者数 × 1.01 〔第1号厚生年金 20歳～〕	被保険者数 × 0.99 〔第1号厚生年金 20～59歳〕	被保険者数 × 0.99 〔第1号厚生年金 20歳～〕	
国民年金	経済成長と 労働参加が進む	国民年金第1号を 厚生年金被保険者の 増加分だけ減少	20～59歳について 国民年金第1号を 厚生年金被保険者の 増加分だけ減少	国民年金第1号を 厚生年金被保険者の 増加分だけ増加	20～59歳について 国民年金第1号を 厚生年金被保険者の 増加分だけ増加	
所得代替率	%	50.8	+0.6	+0.6	-0.6	-0.6
基礎年金部分		26.2	+0.6	+0.6	-0.6	-0.6
報酬比例部分		24.6	-0.0	+0.0	-0.0	-0.0
給付水準調整 終了年度	年度	2047	-2	-2	+1	+1
基礎年金部分		2047	-2	-2	+1	+1
報酬比例部分		2025	±0	±0	±0	±0

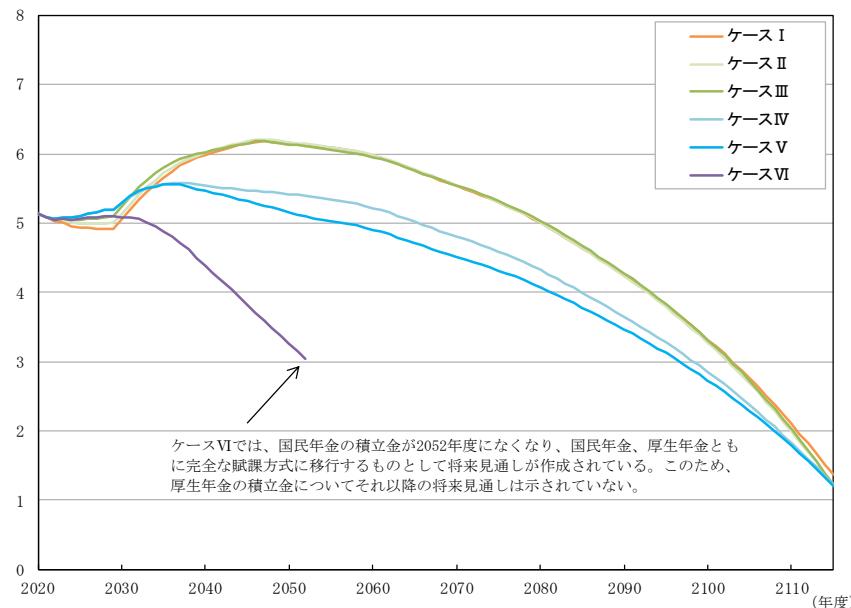
持続可能性～積立比率

報告書第2章第2節（1）（95～98ページ）

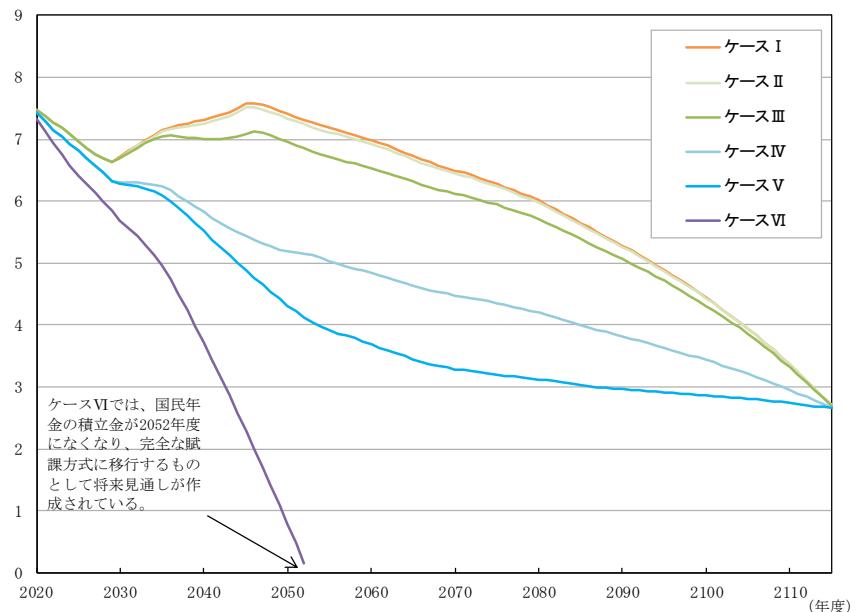
- 厚生年金の積立比率は、2030～2060年代でピークを迎えた後低下していくが、経済前提がケースVIである場合を除き最終的1.2～1.4を確保できている。
- 国民年金の積立比率は、2020年代にはいずれのケースでも低下し、その後は、途中ケースにより上昇傾向又は横ばいとなるものあるが、最終的には低下し、ケースVIを除けば2.7を確保できている。

積立比率の将来見通し【出生中位・死亡中位】

厚生年金



国民年金



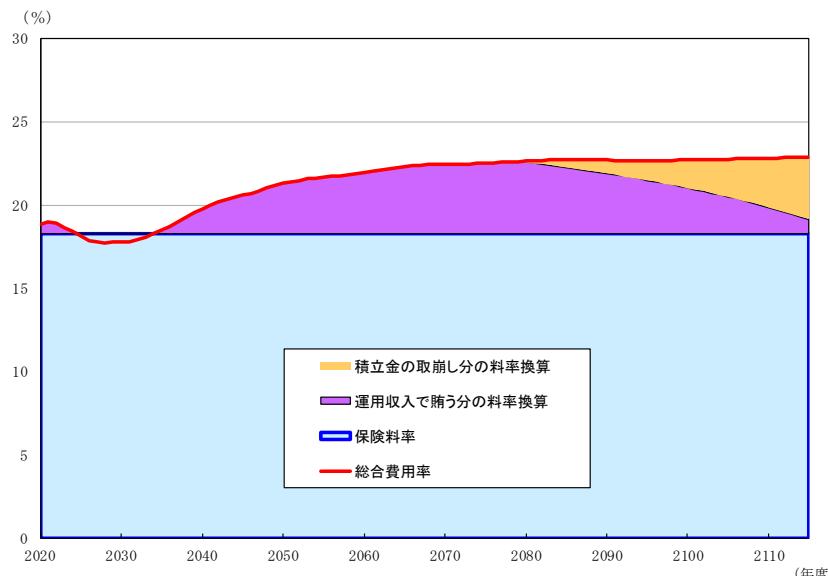
持続可能性～総合費用と保険料の関係(1)

報告書第2章第2節（3）（100～103ページ）

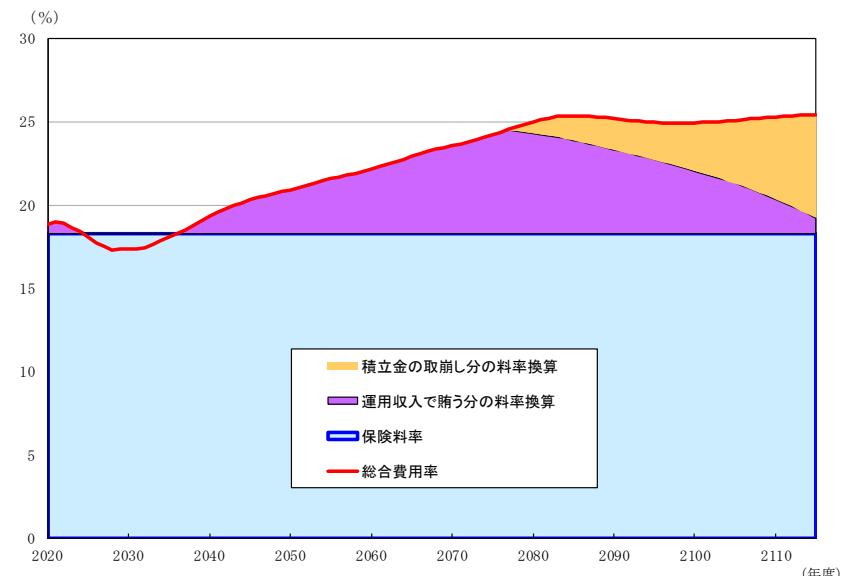
- 厚生年金の総合費用率、国民年金の総合費用の保険料換算と、制度上の保険料（率）の差について運用収入で貯う分と積立金の取崩し分に便宜上区分することによって財政構造をより詳細に把握する。
- 厚生年金、国民年金に共通して言えるのは、出生が低迷すると、積立金又はその運用収益への依存が大きくなるということである。このため、出生が低迷すれば積立金の運用環境からの影響を受けやすくなる。

厚生年金の総合費用率と保険料率の関係【死亡中位、ケースIII】

出生中位



出生低位



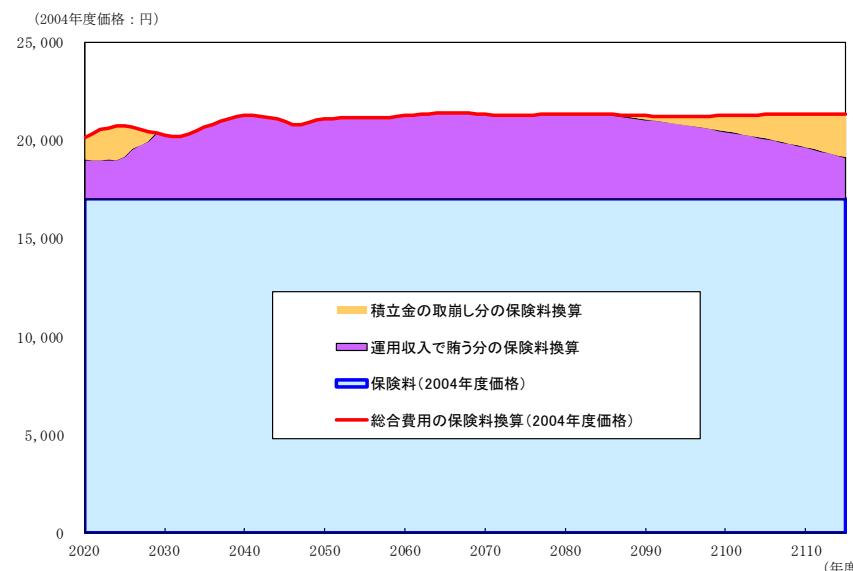
持続可能性～総合費用と保険料の関係(2)

報告書第2章第2節（3）（100～103ページ）

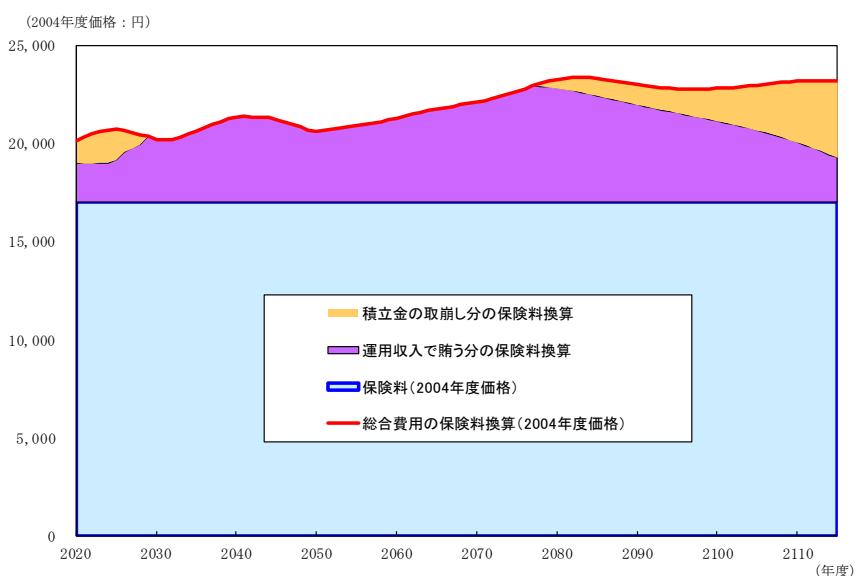
- （再掲）厚生年金、国民年金に共通して言えるのは、出生が低迷すると、積立金又はその運用収益への依存が大きくなるということである。このため、出生が低迷すれば積立金の運用環境からの影響を受けやすくなる。
- 国民年金については、2080年頃以降に加え、2020年代前半にも積立金の取崩しが生じる。

国民年金の総合費用の保険料換算と保険料の関係（2004年度価格）【死亡中位、ケースIII】

出生中位



出生低位



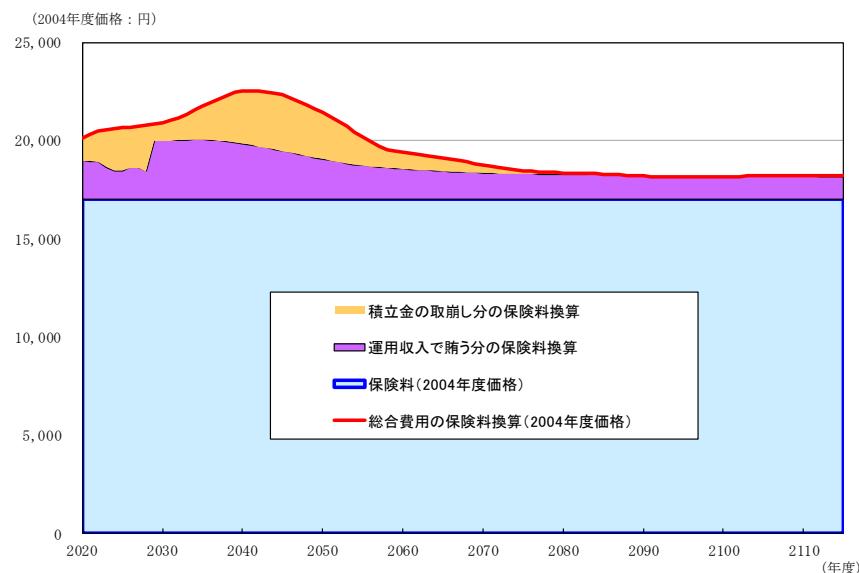
持続可能性～総合費用と保険料の関係(3)

報告書第2章第2節（3）（100～103ページ）

- 国民年金については、経済前提がケースVのように低迷するケースでは、2070年代まで恒常に積立金の取崩しが生じるとともに、それ以降は取崩しの余地がほぼ無くなり、保有する積立金の運用収入を給付に充てると毎年度の収支がほぼ均衡する構造となっている。

国民年金の総合費用の保険料換算と保険料の関係（2004年度価格）【出生中位・死亡中位】

ケースV

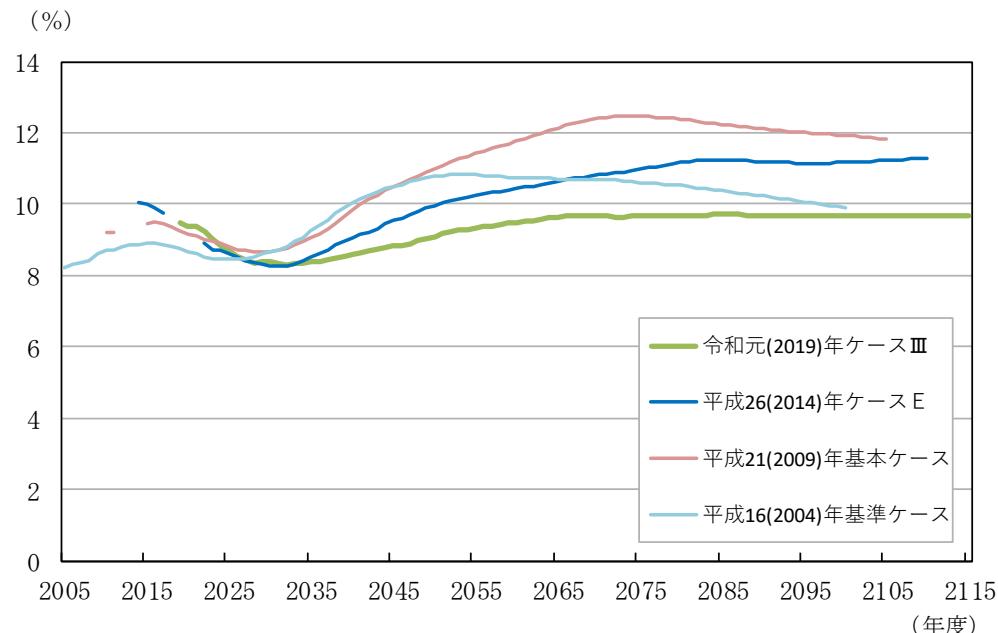


持続可能性～給付費のGDP比

報告書第2章第2節(4) (104~105ページ)

- 公的年金の給付費※1についてGDP比を見ると、2030年頃にかけて若干低下し※2、それ以降の年度では、高齢化の進展とともに上昇している。その上昇の程度は財政検証・財政再計算ごとに異なり、平成21年財政検証では2030年度の8.7%から2070年度の12.4%まで大幅に上昇していたが、平成26(2014)年、令和元(2019)年の財政検証となるに連れて上昇の程度が緩やかになっている。
- 給付費のGDP比の上昇が緩やかになっている理由としては、出生率の見通しが上方シフトしていることのほか、基礎年金給付費へのマクロ経済スライドがより進んでいることも挙げられる。

給付費のGDP比【出生中位・死亡中位】



※1 給付費は、厚生年金、国民年金の給付費と基礎年金給付費の合計である。

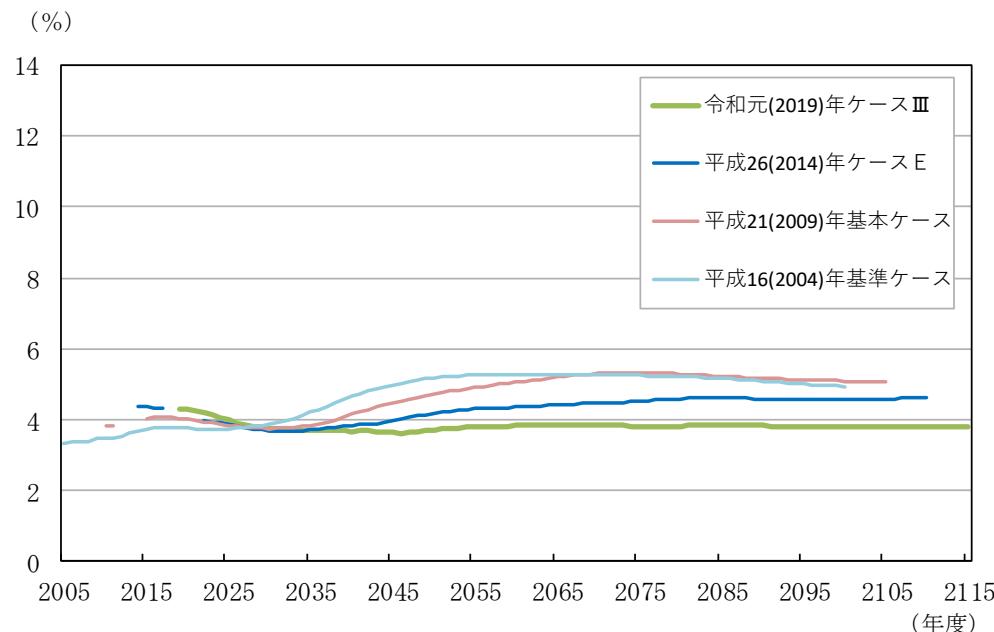
※2 2030年頃にかけての低下は、厚生年金の支給開始年齢の引上げによるものと考えられる。

持続可能性～基礎年金給付費のGDP比

報告書第2章第2節（4）（105ページ）

- 基礎年金給付費についてGDP比を見たものが以下のグラフである。
- まず平成16(2004)年財政再計算から平成21(2009)年財政検証にかけて、基礎年金給付費のGDP比は下方シフトしている。これは基礎年金においてマクロ経済スライドの調整期間が大幅に延伸し、給付水準調整が進んだためと考えられる。
- 平成26(2014)年、令和元(2019)年の財政検証となるに連れて、基礎年金給付へのマクロ経済スライドの効果もあり、2030年代以降の基礎年金給付費のGDP比の見通しは下方シフトを続けている。

基礎年金給付費のGDP比【出生中位・死亡中位】

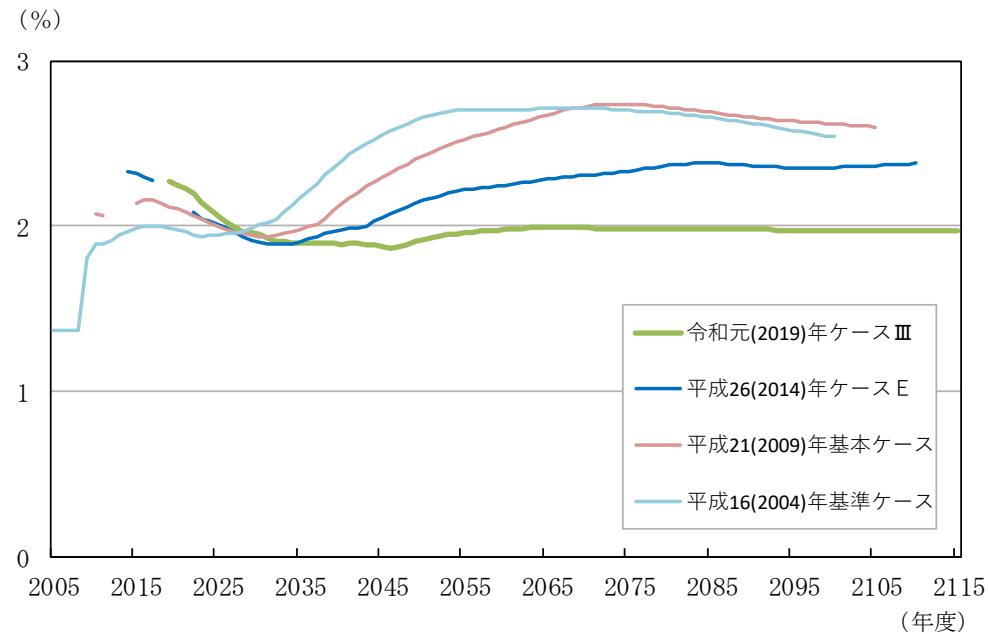


持続可能性～国庫・公経済負担のGDP比

報告書第2章第2節(4) (106ページ)

- 国庫・公経済負担のGDP比は、基本的に基礎年金給付費の概ね2分の1であることから基礎年金給付費のGDP比に連動。
- 令和元(2019)年財政検証では将来に向かってほぼ横ばいとなる見通しとなっている。この結果は、基礎年金給付へのマクロ経済スライドによる給付調整が進むと、国庫・公経済負担のGDP比が抑制されることを示している。

国庫・公経済負担のGDP比【出生中位・死亡中位】



給付の十分性～所得代替率（基礎年金部分・報酬比例部分）

報告書第2章第3節（1）（108～110ページ）

- 所得代替率の低下幅は、報酬比例部分よりも基礎年金部分の方が大きい見通しとなっている。

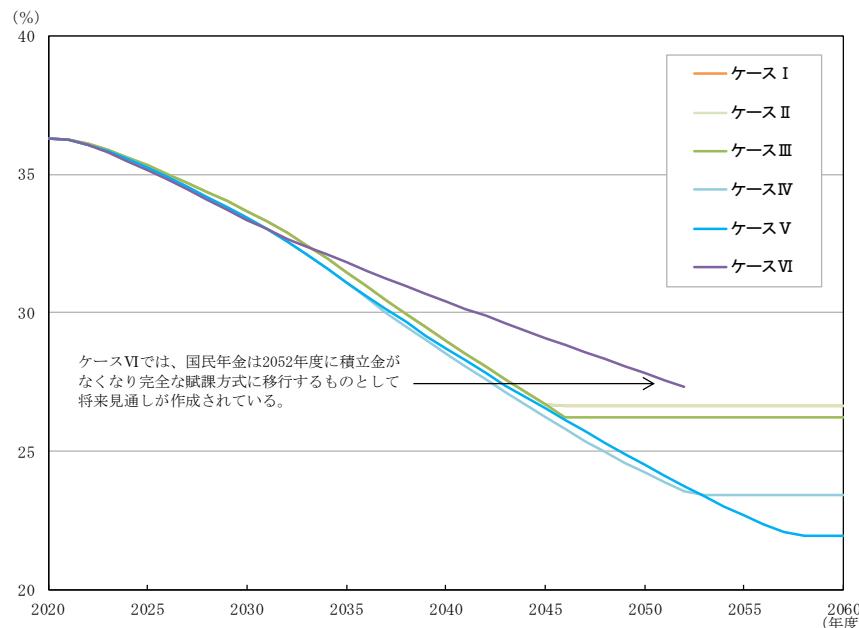
➢ 基礎年金部分：36.4%(2019年度)→最終的に経済前提により21.9%～26.7%

➢ 報酬比例部分：25.3%(2019年度)→最終的に経済前提により22.6%～25.3%

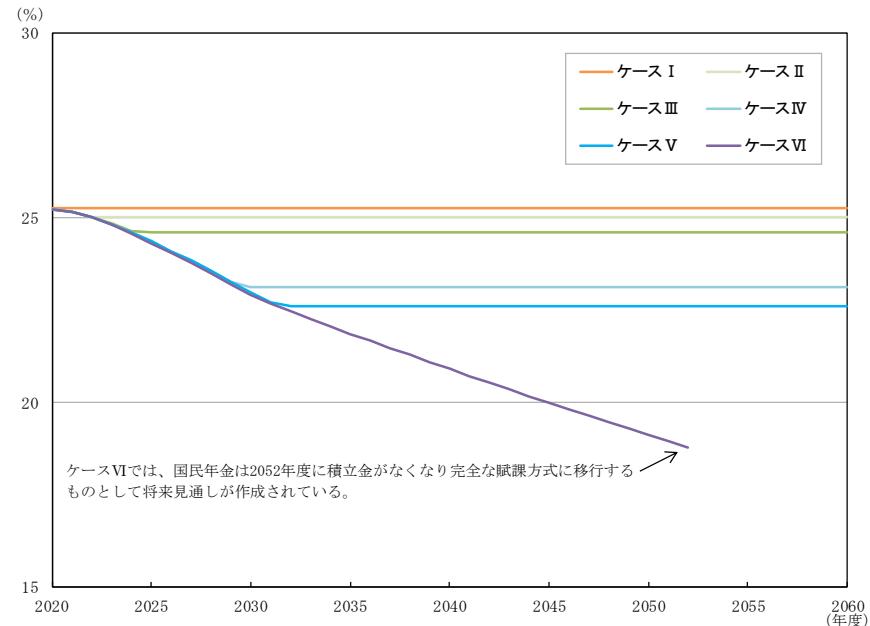
（人口の前提が出生中位・死亡中位の場合）

厚生年金の標準的な年金（夫婦2人の基礎年金含む）の所得代替率の将来見通し【出生中位・死亡中位】

基礎年金部分



報酬比例部分



(参考) 経済を固定したときの所得代替率

報告書第2章第3節(1) (110~112ページ)

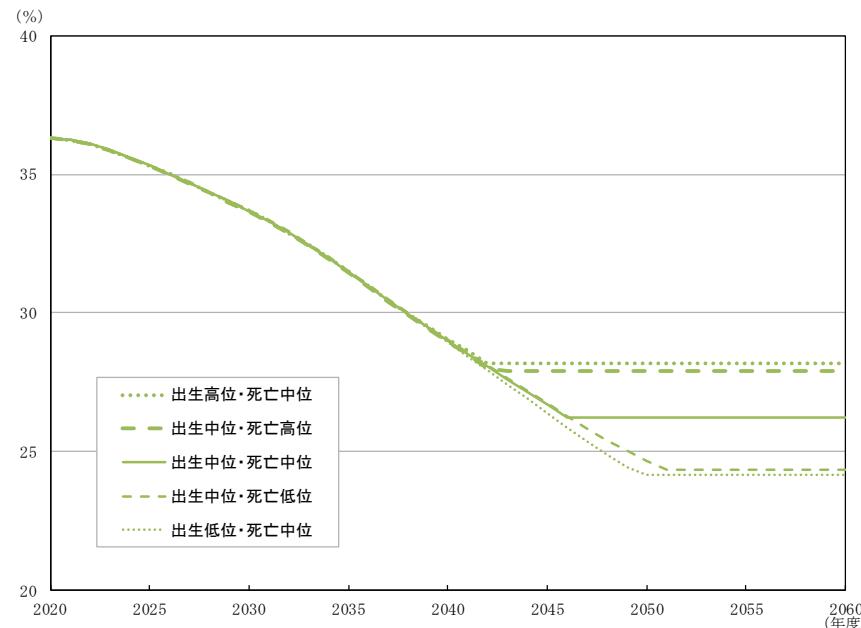
- 経済をケースIIIに固定し、人口の前提が異なる場合に、厚生年金の標準的な年金（夫婦2人の基礎年金含む）の所得代替率の見通しがどのように推移するかを考察する。

- 基礎年金部分：36.4%(2019年度)→最終的に人口前提により24.2%～28.2%
- 報酬比例部分：25.3%(2019年度)→最終的に人口前提により23.7%～25.3%

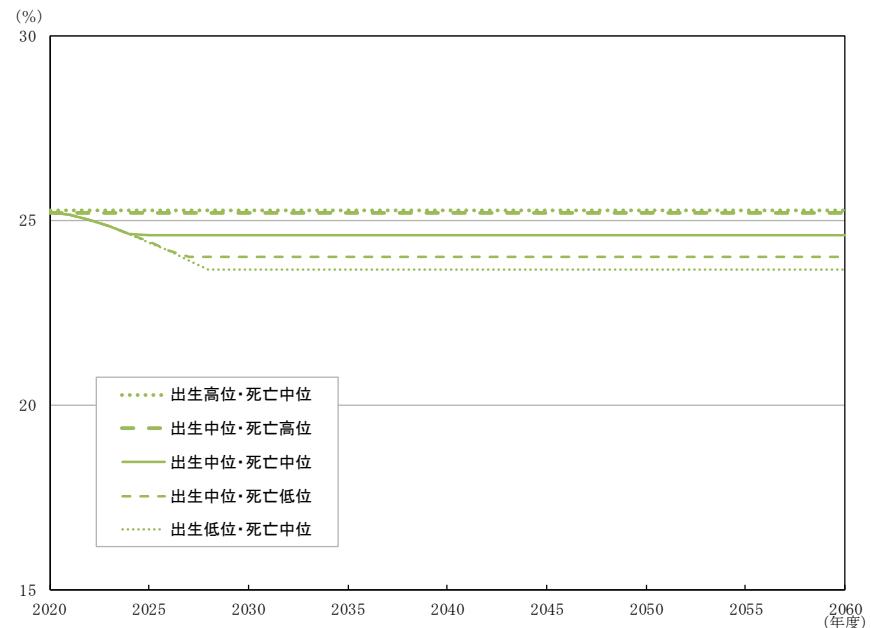
(経済の前提がケースIIIの場合)

厚生年金の標準的な年金（夫婦2人の基礎年金含む）の所得代替率の将来見通し【経済ケースIII】

基礎年金部分



報酬比例部分

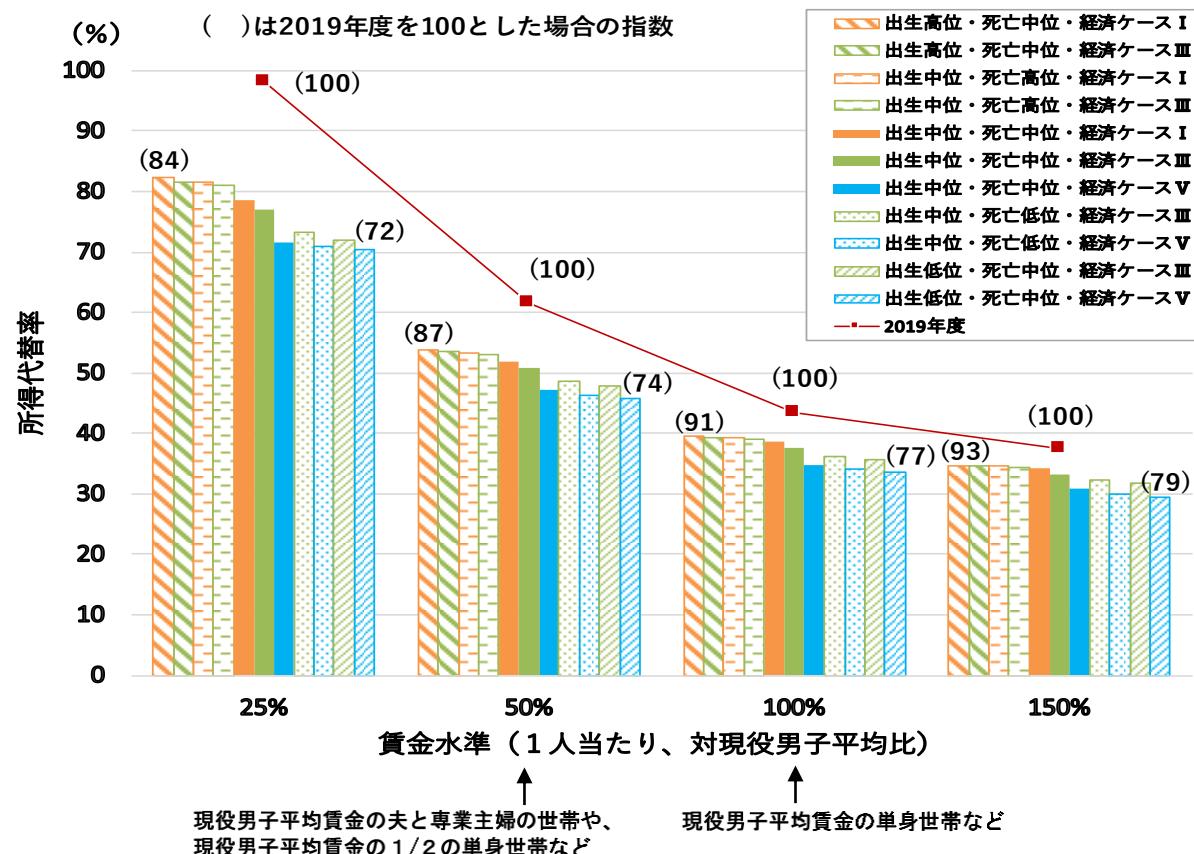


給付の十分性～賃金水準ごとの所得代替率の低下

報告書第2章第3節(2) (113～115ページ)

- 賃金水準の異なるケースで、給付水準の変化の程度を検証している。
- 2050年度の所得代替率でみると、2019年度の水準を100とすれば、世帯人員1人当たりの賃金（対現役男子平均比）が100%の場合には77～91であるのに対し、25%の場合には72～84であり、以下の程度は、賃金水準が低いほど大きい。

世帯人員1人当たりでみた所得代替率の将来見通し【2050年度】



給付の十分性～賃金水準ごとの年金額の変化

報告書第2章第3節(2) (113～115ページ)

- 賃金水準の異なるケースで、給付水準の変化の程度を検証している。
- 2050年度の世帯人員1人あたり年金月額（実質<対物価>）でみると、2019年度の水準を100とすれば、世帯人員1人当たりの賃金（対現役男子平均比）が100%の場合には95～137であるのに對し、25%の場合には88～126であり、賃金水準が低いほど、現在より低下するケースが多くなり、また現在より上昇するケースでもその程度は小さくなる傾向にある。

世帯人員1人当たりでみた年金額（実質<対物価>）【2050年度】

